

## 地域主義のニュー・ウェーブ？

— A P E C の生成と発展 —

大 隈 宏

### 一 プロローグ

一九九三年一月、アメリカのシアトルにおいて、A P E C (Asia-Pacific Economic Cooperation, アジア・太平洋経済協力) 第五回閣僚会議、および初めての「非公式」首脳会議が開催された。それは、アジア・太平洋という広大な地域を舞台として、誕生間もない地域主義の営みが、新たな飛躍を模索するものとして国際社会の強い関心を集めた。

一月一七日〜一九日に開催された経済閣僚会議には、一七カ国・地域<sup>(1)</sup>（日本・韓国・中国・香港・チャイニーズ・タイペイ（台湾）・A S E A N 六カ国・オーストラリア・ニュージーランド・アメリカ・カナダ・メキシコ・パプアニューギニア）の閣僚が参加した。会議では、貿易および投資の自由化問題、「アジア・太平洋共同体」構想、G A T T ウルグアイ・ラウンド交渉の妥結促進、A P E C の拡大および機構問題……等が主要議題とされた。こうして、次の三つの声明・宣言が採択された。

「A P E C 閣僚会議共同声明」においては、とくに G A T T レジームとの関連において、「一七 閣僚は貿易及び投資の自由化が A P E C の性格及び活動の要であることを確認した。従って、G A T T と整合した形で多角的貿易体制を強化し、地域的又グローバルな貿易を拡大し、投資のルールと手続きを改善することが、A P E C の中心的な目的である。ウルグアイ・ラウンドは、一二月一五日までに妥結せねばならない。今後、閣僚はこの目的を達成するために必要な政治的意思を行使することを決意した。」旨が謳われた。また、それを補充するかたちで、「ウルグアイ・ラウンドに関する A P E C 宣言」が採択された。そこでは、「我々は、世界人口の四〇パーセント弱及び世界貿易の四〇パーセントを占め、世界の中で最も経済的に強力で且つダイナミックな地域として、共同で、必要とされているジュネーブでの意見の一致を形成する手助けをすることにより、ラウンドが成功することを確保する決意である。」——と、A P E C が統一的な行動主体として国際的な影響力行使を図る旨が強調された。

さらに、「A P E C 貿易・投資枠組み宣言」においては、次のように A P E C の基本的性格付けが行われた。——

「一 アジア・太平洋地域における開かれた地域主義と市場主導の経済的相互依存関係の更なる発展に向けて、A P E C を通じて活動すること……、三 ガットの諸原則が、国際貿易体制の土台であり、A P E C の下での経済協力的基础であること……、四 協議とコンセンサスによって運営され、開かれた地域主義により特徴づけられ、ガットに体现される多角的貿易体制の強化にコミットするフォーラムとしての、A P E C の国際的な役割を發展させること……、五 ……共通の声でアジア・太平洋地域の共通の利益を代表できる A P E C の能力を国際的に示し、六 発展段階や社会政治体制の違いを認識し、開発途上にある諸経済のニーズに十分な考慮を払い、七 全ての参加メンバーの意見を尊重した開かれた対話とコンセンサスづくりをコミット(する)」

そのうえで、貿易と投資の自由化を促すための A P E C メカニズムとして、「A P E C 貿易・投資委員会」(A P E C Committee on Trade and Investment) の設立が謳われた。それは、「貿易を自由化し拡大する機会を追求

し、投資のためのより開かれた環境を整備し、域内の財、サービス、資本、技術のフローの促進のためのイニシアティブを進展させる。これらの流れを域内及び世界的に拡大強化し、それを阻害する歪曲要因をガットの諸原則に従い軽減もしくは除去するため、この関連で重要な問題について協議し、コンセンサスの形成を図る。」——ことを目的とするものとされた。

つづく一月一九日～二〇日、経済「非公式」首脳会議が開催された。会議には、新たにAPECへの参加が認められたばかりのメキシコとパプアニューギニア、それにホスト国アメリカ（クリントン大統領）主導による強引な首脳会議の開催に強く反発したマレーシア（マハティール首相）、さらには香港・台湾の五カ国・地域を除く、二のAPEC参加国・地域の首脳が出席した。それは、APEC参加国の首脳が初めて一堂に会したという点において画期的なものであった。首脳会議は、次のような「APEC首脳の経済展望に関する声明」（APEC Leaders Economic Vision Statement）を採択して閉会した。

「我々の会議は、国際情勢の中でアジア・太平洋としての新たな声が出現していることを反映している。二一世紀を迎える準備をするにあたり、世界人口の四割、そのGNPの五割を占める我々の活力溢れる地域は、世界経済にとって重要な役割を果たし、経済成長と貿易拡大の途を率先していく。……

アジア・太平洋地域は、ジュネーブにおいて可能な限り力強い成果をもたらすため、率先して具体的な措置をとっていく決意である。強化されたGATT体制にAPEC経済が一層参加していくことも、地域協力を更に促進する。……

我々は、我々の経済的相互依存関係及び経済的多様性を認識しつつ、アジア・太平洋経済の地域社会（<sup>(3)</sup> community of Asia-Pacific economies）の一つの姿を描いている。この社会においては、

・ 開放性とパートナーシップの精神の深まりにより、急速に変化する地域及び世界経済の挑戦に対し、協力的

な解決方法を見出していくことが可能となる。

・我々は、活力溢れる経済成長が持続し、世界経済の拡大に貢献し、開放的な国際貿易体制を支えるような人口二〇億の巨大な市場である。……

・持続可能な成長を確保し、我々の国民に、より安全な未来を与えるために、空気、水及び緑地の質を保全し、エネルギー資源及び再生可能な資源を管理することにより、我々をとりまく環境は改善される。……

我々は、この地域に目に見える経済的利益をもたらすフォーラムとしてのAPECの引き続いたの発展を支援していくことを改めて確認する。我々は、APECが、その経済対話を強化し、個々の作業プロジェクトを推進することを促す。我々の経済的活力を駆り立ててきた企業家精神と市場指向型政策は、APEC内部において引き続き育まれていく。」

このように、一九九三年一月、APECは、国際社会に対して華々しい政治的パフォーマンスを展開した。一九九四年一月にインドネシアで開催される第六回APEC閣僚会議には、新たにチリが一八番目の参加国として出席することになった。その際、本来、APECの政治的日程表に含まれていなかった、首脳会議の開催も合意されている。ASEAN諸国、NAFTA諸国、それに日本、中国、オーストラリアを主要メンバーとするAPECは、まさにメガ・リージョンリズムの一大典型として、EC(EU)をも凌駕しかねない勢いをみせている。「開かれた地域主義」「GATTとの整合性」を標榜して、APECは、国際社会における新しい「地域的行動主体」としての地歩をより一歩進めつつある。

本稿は、このようなAPECの思想と行動を、一九八〇年代中葉以降の「第二次地域主義」の台頭という全体的文脈の中で、とくにその政治的・経済的ダイナリズムに焦点を当てながら、浮き彫りにしようとするものである。

すなわち、APEC生成の経緯、APECの展開軌跡、APECの基本構造を探ることが、本稿の主たる課題である。<sup>5)</sup>

## 二 APEC誕生の背景——GATT多角主義に対する信認低下と地域主義の台頭

一九八六年九月二五日～二〇日、ウルグアイのプンタ・デル・エステにおいてGATT閣僚会議が開催された。会議では、「プンタ・デル・エステ閣僚宣言」が全会一致で採択された。こうして、二一世紀の新しい貿易秩序の構築に向けて、一〇五カ国の参加の下に、ウルグアイ・ラウンド交渉を開始することが正式に宣言された。それは、国際社会が、多角的自由貿易体制の再構築に向けて確固たる決意で臨むことを謳うものであった。

「閣僚は、プンタ・デル・エステにおける締約国特別会議の機会に会合し、多角的貿易交渉（ウルグアイ・ラウンド）を開始することを決定した。……多角的貿易交渉は、四年以内に終結する。

閣僚レベル締約国団会議は、保護主義を防遏し、巻き返し、貿易歪曲措置を除去することを決意し、又、ガットの基本原則を維持し、その目的を更に増進させることを決意し、又、より開放的、効果的かつ永続的な多角的貿易体制を構築することを決意し、そのような行動が経済成長と開発を促進することを確信し、金融・通貨の継続的不安定が世界経済に与える悪影響及び多数の開発途上締約国の債務問題に留意し、又、貿易、通貨、金融及び開発の関連を考慮しつつ、関税及び貿易に関する一般協定の枠組内及びその主催の下で物の貿易に関する多角的貿易交渉を開始することを決定する。

閣僚は、又、多角的貿易交渉の一環として、サービス貿易に関する交渉を開始することを決定した。」  
ところが、交渉の進展は、必ずしもはかばかしくなかった。交渉予定期間の折り返し点にあたる一九八八年一月五日～九日、カナダのモントリオールで行われた「中間レビュー会合」（閣僚レベル貿易交渉委員会会合）は、大

方の期待を裏切るものであった。すなわち、関税の引下げ方式、熱帯産品の市場アクセス、G A T T機能の強化、サービス貿易、紛争処理手続きに関しては、ほぼ合意が成立した。しかし、農産品貿易、知的財産権、セーフガード、繊維貿易の取扱いに関しては、合意が成立しなかった。アメリカとECは、農業保護の撤廃をめぐるて激しく対立した。先進工業国と開発途上国は、知的財産権の保護規範のG A T Tルール化、セーフガード規定の無差別適用、「多国間繊維協定」(M F A)のG A T Tへの統合をめぐるて、鋭く対立した。

その結果、閣僚レベル貿易交渉委員会合は、「一九八九年四月までの期間に、ダンケル・ガット事務局長が、貿易交渉委員会事務レベル議長資格において、さらに検討が必要とされる四つの項目(繊維及び衣類、農業、セーフガード、不正商品貿易を含む知的財産権の貿易的側面)についてハイレベルの協議を行(い)」、「交渉を、……予定されている一九九〇年に完遂する」との決意を披瀝して閉会した。

こうしたウルグアイ・ラウンド「中間レビュー会合」の不成功(失敗?)は、次のような、国際経済の新たな動きを反映するものであった。すなわちそれは、一方にG A T Tに具現される多角主義・グローバリズムに対する信認低下(不信感の肥大化)、他方で経済的サバイバル戦略としての地域主義の再認識(評価)を物語るものであった。その先鞭を切ったのが、ECとアメリカであった。

まずECの場合、一九八五年に発足した「ドロール内閣」(フランス出身のドロール委員長に率いられるEC委員会)は、一九七三年〜一九七四年の第一次石油危機以降、「欧州硬化症」に苛まれ、低迷を繰り返してきたECの再生に向けて、ドラスティックな行動に着手した。それは、地域経済統合という、EC統合の原点に立ち戻り、文字通り、真の意味での統一された単一市場の構築を図ることであった。こうして、一九八五年六月、EC委員会は、「域内市場完成に関する白書」を作成した。それは同月末、ミラノで開催された欧州理事会で承認された。その骨子は、一九九二年末までに、EC加盟国間に残存する「非関税障壁」を撤廃して、ヒト・モノ・サービス・資本の移

動を完全に自由化し、掛け値なしの域内統合市場を完成しようとするものであった（「九二年プログラム」）。「ドロール内閣」は、時代の推移とともに形骸化し、ともすれば忘れ去られがちであった、地域共同市場の形成という、EC統合の原点への回帰を梃子として、アメリカ・日本に対抗する第三のパワーとしてのECの再活性化を企図したのであった。

とはいえ、「非関税障壁」によって分断された各国市場を一つに統合することは決して容易な作業ではなかった。なぜなら、そもそも「非関税障壁」は、ECを構成する各国の政治・経済システムの根幹（国家主権）と緊密に連動しており、その撤廃は、きわめてデリケートな「高次元の政治」（High Politics）の領域に属したからである。もちろん、「ドロール内閣」は、ECにおける超大国フランス、さらには西ドイツの全面的支援の下に誕生しており、その政治的存立基盤は、前任の「トルン内閣」とは比較にならないほど強固であった。また、深刻な「ユーロペシズム」の定着は、「ドロール内閣」にとって、過激な外科的療法を可能とする追い風でもあった。とはいえ、三〇〇にも及ぶ「非関税障壁」を撤廃することは至難の業であり、周到な準備作業が不可欠であった。

一九八六年二月、EC加盟二カ国は、「ドロール内閣」の強い働きかけを受け入れて、「単一欧州議定書」に調印した（それに先立つ、一九八五年一二月、ルクセンブルクで開催された欧州理事会において、ローマ条約の改正が合意されていた）。それは、これまで聖域（不磨の大典）とされてきたローマ条約を改正するものであった。その主眼は、一九六〇年代半ば以降、事実上、加盟各国に認められてきた「拒否権」を撤廃し、新たに特定加重多数決制に基づく意思決定方式を導入することにあった。こうして、ECにおける政策決定の迅速化、より直接的には、加盟各国のナショナル・インタレストが激しく対立する「非関税障壁」撤廃へ向けてのルールが敷かれたのであった。

一九八七年七月、紆余曲折を経ながらも「単一欧州議定書」が発効した。これによって「ドロール内閣」は、「九

二年プログラム」の実現に向けて、強力な武器を手に入れた。これを契機として、「非関税障壁」の撤廃という「九二年プロセス」が、EC委員会・EC閣僚理事会・加盟国政府の三者間の連携というトロイカ体制の下で、微妙な緊張関係を孕みながらも、着実に進行していった。ECは、一方において、GATTウルグアイ・ラウンド交渉に加盟二カ国を代表する「統一的交渉主体」として参画した。<sup>(?)</sup>しかし他方、それと並行して、ECは独自に地域主義への傾斜を深めていった。それは、EC自身の主観的意図やセルフ・イメージとは独立したかたちで、国際社会に、「欧州要塞」(Fortress Europe)の構築、保護主義的地域主義への回帰、というパブリック・イメージを植えつけるものとなった。

次にアメリカの動向を探ってみよう。周知のように、アメリカ(行政府)は第二次世界大戦後の多角的自由貿易体制の守護者を自認し、GATTレジームを全面的に支持する立場を貫徹してきた。(議会のGATTに対する立場は、不支持あるいは条件付き支持と、消極的であったが……)。ところが、一九八〇年代に入って、アメリカのGATTに対する態度は、大きく変化していった。記録的な貿易赤字の拡大、議会における保護主義勢力の台頭、GATTレジームの有効性に対する失望・不満の増大、一九八二年GATT閣僚会議の失敗(サービスマ貿易をめぐる南北対立の先鋭化)——これら一連の出来事を反映して、アメリカのGATTレジームに対する基本的立場は、「無条件の支持」から、「条件付き支持」へと転じていった。それは、GATT多国間主義からの後退・逸脱、二国間主義への傾斜、ひいてはその延長としての地域主義の模索、として特徴付けられた。アメリカは、多国間主義と二国間主義(ひいては、地域主義)とを、相互補完的な関係にあるものとして位置づけ、ダブル・トラック(ひいては、トリプル・トラック)路線に基づき、自由貿易体制の確保を図っていた。

一九八八年一月、アメリカは、ほぼ一年半におよぶ交渉を経て、カナダとの間に自由貿易協定(CUSFTA, Canada-US Free Trade Agreement)を締結した。それは、経済規模においても、また人口においても、ECとE



FTAの連合体にほぼ匹敵する巨大な自由貿易地域の形成を意味した。それはまた、アメリカがECに対抗して地域主義への途を歩むことを象徴的に物語るものであった。

一九八八年八月、アメリカは、「一九八八年包括通商競争力法」(Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988)を成立させた。そこには、一九七四年通商法三〇一条を改正して、アメリカにとって受け入れがたいと認定された外国の不正な貿易政策・慣行に対しては、それを撤回させるためにアメリカが報復措置を発動することを従来より容易にする規定が盛り込まれていた。また、一九八九年と一九九〇年の二年間に限っては、アメリカ通商代表部(USTR)の自由裁量の幅をいっそう狭め、調査手続きの開始を義務付けた規定が設けられた(スーパース〇一条)。さらに、とくに知的財産権の保護を目的として、より迅速な特別手続き規定が新設された(スペシャル三〇一条)。

こうした動きは、アメリカがGATT多国間主義に見切りをつけ、二国間主義へと大転換を図ったことを示すものであった。とはいえ、アメリカ自身は、次のような論理で二国間主義への傾斜を正当化したのであった。

「スーパース〇一条を実施することによって、米国は多国間および二国間協議を通じて顕著な貿易障壁および貿易歪曲慣行を除去することをめざしている。これは単に米国の輸出増大をはかるためではなく、すべての国民の利益のために貿易を自由化するためでもある。」<sup>(8)</sup>

GATT多角主義を頑なまでに擁護してきたアメリカは、こうして二国間主義、さらには地域主義へと傾斜を深めていった。

### 三 苦悩するアジア太平洋国家・オーストラリア——ケアンズ・グループの形成と挫折

GATTウルグアイ・ラウンド交渉の混迷は、農産品貿易に関しても例外ではなかった。それどころか、農産品

貿易をめぐるアメリカとE.C.の深刻な対立は、ウルグアイ・ラウンド交渉全体の進展を妨げた。

歴史的にみた場合、農産品貿易自由化の問題は、G.A.T.T.多角的貿易交渉における長年の懸案事項であった。一九六〇年代のケネディ・ラウンド交渉（一九六四年～一九六七年）や一九七〇年代の東京ラウンド交渉（一九七三年～一九七九年）においても、農産品貿易自由化が、重要な交渉テーマとされた。しかし、いずれの交渉においても、各国間の利害対立が大きく、抜本的な自由化措置が合意されるまでには至らなかった。農産品貿易自由化の問題は、先送りに先送りを重ねていったのである。

このような経緯の下、一九八〇年代に入り、農産品貿易をめぐる事態は、きわめて深刻なものとなった。一九七〇年代、世界の農業生産は拡大の一途を辿った。中所得国における人口の増加、社会主義国における消費の拡大等により、世界の農産品需要は飛躍的な伸びを示した。各国は、農業生産の拡大に邁進し、世界農産品市場は活況を呈した。ところが、一九八〇年代に入ると、増産至上主義の矛盾が露呈し、農産品の世界市場は供給過剰基調に転じた。その結果、農産品価格は低迷し、農産品輸出国間の輸出競争が熾烈を極めていった。さらに事態は、世界経済の後退、開発途上国における累積債務問題の続発等により、いっそう困難なものとなった。農産品輸出国は、縮小した「パイ」(市場)の取り分を確保すべく、保護主義的な政策へと傾斜を深めていった。<sup>(9)</sup>

一九八三年一月、アメリカは、輸出奨励計画 (Export Enhancement Program) に基づき、一〇〇万トンの小麦粉を、補助金付きでエジプトに輸出した。それは、伝統的にエジプトを顧客(市場)としてきたE.C.に対する露骨な挑戦を意味した。一九五八年の発足以来、共通農業政策(C.A.P.)に基づき、域内農業を手厚く保護してきたE.C.は、輸出補助金や輸出払戻金の交付を通じて、域内(余剰)農産品の輸出促進を図り、アメリカに対抗した。こうしたアメリカとE.C.の重商主義的農業政策の余波をともに受けたのが、オーストラリア、カナダ、アルゼンチン等であった。これらの諸国は、農産品貿易秩序の回復と農産品貿易の完全自由化を強く求めた。また、農産品輸

出を重要な外貨獲得源とする開発途上国にとっても、こうした事態は国民経済に潰滅的な打撃を与えるものであった。農業一次産品を輸出する開発途上国にとって、国際農産品市況の低迷は、輸出所得の減少を意味した。さらに開発途上国の多くは、ほとんど例外なく累積債務の増大に悩まされており、その結果、農産品輸入の削減を余儀なくされたのである。

「締約国団は、世界の農業市場における不確実性、不均衡及び不安定性を削減するため、構造的余剰に関連するものを含め貿易制限及び貿易歪曲措置を是正し防止することにより、世界の農業貿易に一層の規律及び予見可能性をもたらすことが緊急に必要であることに合意する。交渉は、交渉の一般原則を考慮しつつ、……農業貿易の一層の自由化を達成すること、並びに輸入アクセス及び輸出競争に影響を与える全ての措置を強化され、かつ、運用上より効果的なガット規則及び規律の下に置くことを目指すべきである。」——農業を交渉対象項目とし、農産品貿易の自由化に向けて前進することを謳った「プンタ・デル・エステ閣僚宣言」のこの一節は、こうした国際的背景を反映している。

オーストラリアが、カナダとともに「ケアンズ・グループ」の形成を主導したのは、こうした、GATTにおける農産品貿易の自由化をめぐる動きに促されるものであった。

いうまでもなく、オーストラリアは、「先進国クラブ」の有力な一員である。一九八六年、オーストラリアの国民一人当たりGNPは、約一万二〇〇〇ドルに達した。これは、西ドイツに匹敵する規模である。とはいえ、オーストラリアの産業構造は、基本的には開発途上国と同じである。例えば、製造業の産業別雇用比率は、一九六六年…二六%、一九八四年…一八%、一九八六年…一七%と低迷している。また製造業の部門別GDP寄与率も、一九六二年の二八%から、一九八二年には二〇%へと低下している。それは、オーストラリアの産業構造が、農業・鉱業

等の第一次産業に大きく依存していることを示している。さらにオーストラリアの世界経済との結び付きに目を転じると、そこには開発途上国型貿易構造の顕著な特徴が存在している。すなわち、オーストラリアの輸出の約四分の三は、一次産品によって占められている。その中心となるのは、食料・原材料や鉱物性燃料等であるが、とりわけ農産品の輸出が伝統的に大きなウェイトを占めている。例えば、一九八六年実績では、全輸出に占める農産品の比率は、約四〇％に達している。こうして、オーストラリアは、「一次産品の生産と輸出に特化した同国経済が低迷している世界経済と急速に変化する国際貿易環境の中で、必要な輸入需要量を確保し、高い生活水準を維持するのに充分な輸出所得を生み出すためには国際市場でいかに対応・競争すればよいのか」という基本的課題に直面してきたのである。

一九八六年八月、オーストラリア北東部のケアンズに、農産品輸出一四カ国の閣僚が参集した。その内訳は、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、アルゼンチン、コロンビア、ブラジル、ウルグアイ、チリ、ハンガリーと多種多彩であり、南と北、あるいは東と西という伝統的な国家区分を超えるものであった（アメリカ、EC、日本はオブザーバーとして参加した）。とはいえ、そこには明白な共通項が存在した。それは、国によって程度の差はあるものの、これら一四カ国は、いずれも小麦・大麦・飼料穀物等の、農産品輸出に国民経済が大きく依存している国々であった。例えば、輸出に占める農産品のシェアは、アルゼンチン・七三％、ニュージーランド・六八％、ウルグアイ・五八％、ハンガリー・二三％となっている（いずれも、一九八六年実績<sup>(1)</sup>）。一四カ国は、自らを「公正貿易者」(Fair Trader)と規定し、公正な農産品貿易秩序の構築を目指して、「ケアンズ・グループ」(Cairns Group)の名の下に、緊密な連携関係を展開することを宣言した。それは、世界農産品輸出市場における新たな行動主体の出現を意味した。従来、世界の農産品輸出は、ECとアメリカという二大国の寡占支配体制下に置かれてきた。これに対して、「ケアンズ・グループ」は、E

Cに次ぐ、そしてまたアメリカを凌駕する「ナンバー2」の主体として名乗りを挙げたのである。一九八六年〜一九八七年の世界農産品輸出実績において、ECが三二%を占めたのに対して、「ケアンズ・グループ」のシェアは二六%であった。それは、アメリカの一四%を大幅に上回る規模であった。「ケアンズ・グループ」は、この実績を武器として、アメリカ、EC、それに日本のGATT「寡頭支配体制」に楔を打ち込もうと試みたのであった。

一九八六年八月二六日、「ケアンズ・グループ」の形成を決定した一四カ国閣僚会議は、「農業における公正貿易 閣僚会議宣言」(Declaration of the Ministerial Meeting of Fair Traders in Agriculture)を採択した。それは、農産品貿易に関するルールが、GATTルールの枠外に、別個のルールとして存在している(パラレル・ルール)という変則状態を解消し、農産品貿易の完全自由化を求めるものであった。すなわち、一四カ国は、きたるべきGATTウルグアイ・ラウンド交渉において、「ケアンズ・グループ」として、換言すれば統一の行動主体(プレッシャー・グループ)として、農産品貿易における自由貿易ルールの確立に向けて、政治的影響力の行使を図ることを国際社会にアピールしたのである。それは具体的には、次のような長期目標を掲げるものであった。——①既存の関税障壁の削減、および非関税障壁の「関税化」促進、②貿易歪曲効果を有する国内の農業支援措置の削減、③既存の輸出補助金の段階的削減、および輸出補助金の新設禁止、④開発途上国のニーズに合致した特別措置、および農産品・純輸入国に対する特別な配慮<sup>(12)</sup>。

この「ケアンズ・グループ」の形成に強力なリーダーシップを發揮し、その実現を主導したのがオーストラリアであった。オーストラリアは、農産品輸出国として、一九八〇年代初頭以降顕在化した、農産品貿易秩序の混乱に深刻な危機感を抱いた。とりわけ、アメリカとECの、保護主義的(自己中心的)な農業政策の応酬に対しては、強く反発した。EC「共通農業政策」(CAP)の「世界化」、およびそれに対するアメリカの報復措置——そうした保護主義政策の悪循環は、結局のところは国民経済全体が農産品輸出に大きく依存している中小国・開発途上国

に犠牲を強いるものである。これが、オーストラリアの基本的認識であった。こうして、オーストラリアは、G A T T の場において、農産品貿易秩序の改革（農産品貿易の自由化促進）に向けて行動を開始するのである。その際、オーストラリアが採用した戦略は、同じような立場に置かれて、利害認識を共有する他の国家を糾合して、一大「プレッシャー・グループ」を形成することであった。それは、オーストラリアの過去の失敗を教訓としていた。一九八二年一月、ジュネーブで開催されたG A T T 閣僚会議において、オーストラリアは、農産品貿易の自由化を議題とするよう強く主張した。しかし、オーストラリアは、他の国々の積極的支援を得ることに失敗した。G A T T 閣僚会議は、農業貿易委員会の設置を決定するにとどまった。それは、オーストラリアにとって、とうてい満足できるものではなかった。この失敗の経験から、オーストラリアは、「連合の形成」(Coalition-Building)という、ある種の「迂回戦略」に転じた。それが、「ケアンズ・グループ」の形成であった。

多様な国家の連合体である「ケアンズ・グループ」の形成・維持にあたり、オーストラリアが最も注意を払ったのは、グループとしての「内的凝集力」の維持と、「プレッシャー・グループ」としての「国際的影響力」の行使であった。こうして、オーストラリアは、「ケアンズ・グループ」の「マネージャー」あるいは「コーディネーター」としての役割を積極的に担っていった。オーストラリアは、官僚機構をフルに活用して、「ケアンズ・グループ」構成国間の意思疎通を図った。またオーストラリアは、「ケアンズ・グループ」の「知恵袋」（知的リーダー）として、新しい「農産品貿易秩序」の構築に向けて、グループとしての基本戦略や具体的な政策の立案をリードした。さらにオーストラリアは、カナダとの連携、あるいはニュージーランドとの緊密な関係を梃子として、洗練された多角的経済外交のテクニークを駆使した。それは、「ケアンズ・グループ」構成国のなかで、唯一のG七サミット参加国であるカナダの、ヴェネチア・サミット（一九八七年六月）やトロント・サミット（一九八八年六月）における行動、あるいは、「ケアンズ・グループ」の大多数を占める開発途上国の、F A O や U N C T A D の場における行

動に示されている。こうして、オーストラリアは、内に対しても、外に対しても、ステップ・バイ・ステップの積み重ね方式を通じて相互信頼関係を醸成し（環境整備）、それによって目的達成への基盤造りを図ったのである。

新しい「農産品貿易秩序」を構築する際の、開発途上国に対する特別な優遇待遇（Special and Differentiated Treatment）の強調、あるいは農産品・純輸入国に対する特別な配慮——これらは、オーストラリアの洗練された「気配り外交」を反映するものであった。さらに、カナダと、その他の「ケアンズ・グループ」諸国との間に入って、オーストラリアが両者間の深刻な亀裂（不信任）の拡大防止、関係の修復に果たした仲介的役割も重要である。一方においてカナダは、国際的にはオーストラリアと並ぶ、「ケアンズ・グループ」のリーダー、あるいはスポークスマンとして、GATT自由貿易体制の再構築に向けて、積極的な発言を繰り返した。しかし、それとは裏腹に、深刻な国内農業事情を反映して、カナダの実際の行動は、必ずしも「ケアンズ・グループ」の掲げる「農産品貿易の完全自由化」という基本路線に合致するものではなかった。<sup>(13)</sup> その結果、「ケアンズ・グループ」内部には、カナダを「フリー・ライダー」として警戒する気運が徐々に高まっていった。さらに、「ケアンズ・グループ」諸国のカナダに対する不信任感を決定的にしたのが、カナダとアメリカとの間の自由貿易協定締結交渉である。

カナダは、「ケアンズ・グループ」のリーダーを自認して、GATT自由貿易体制の危機に毅然たる態度で立ち向かうことを訴えた。ところが、その反面で、カナダはGATT自由貿易体制の崩壊を決定的なものとしかねない、二国間主義（ひいては、地域主義）への途を、アメリカと「結託」して進んでいった。その結果、カナダに対する不信任感・疑念が肥大化し、「ケアンズ・グループ」は、解体の危機に直面した。このような逆風状況に対して、オーストラリアは積極的な仲介工作を展開した。その結果、「ケアンズ・グループ」は辛うじて、空中分解の危機を回避しえたのである。

こうして、「ケアンズ・グループ」は、農産品貿易交渉における、新たな「第三勢力」(Third Force)として台頭

していった。「ケアンズ・グループ」は、プンタ・デル・エステで開催されたGATT閣僚会議において、農産品貿易問題を重要な交渉テーマとして認知させることに成功した。GATTウルグアイ・ラウンド交渉が正式にスタートしてからも、「ケアンズ・グループ」は、農産品輸出国の「プレッシャー・グループ」として、交渉の方向性をリードすることに成功した。しかし、一九八八年一月、モントリオールで開かれたウルグアイ・ラウンド「中間レビュー会合」の成果は、決して満足できるものではなかった。オーストラリアやカナダといった「中進国」と開発途上国の連合体である「ケアンズ・グループ」は、アメリカ・ECという「メジャー・プレーヤー」の強固なブロックに直面して、深い挫折を余儀なくされた。それは、オーストラリアに対して、「ケアンズ・グループ」を梃子とするGATTウルグアイ・ラウンド交渉の推進、より直接的には、自由貿易原理に基づく新しい「農産品貿易秩序」の構築という基本戦略自体の再検討を迫るものとなった。それはオーストラリアに対して、「ケアンズ・グループ」の活動を補完する、新たな、政府間、「プレッシャー・グループ」の形成を迫った。そこで、オーストラリアが巻き返し戦略の鍵として注目したのが、一九八〇年代の「失われた一〇年」に、唯一例外的に飛躍的な経済成長を遂げていった(東)アジア諸国であった。

一九〇一年の独立以来、歴史的に、オーストラリアは、欧米諸国との緊密な協力(依存)関係を、国造りの基本戦略としてきた。それは、国際社会の基調が、「パックス・ブリタニカ」から、「パックス・アメリカーナ」へと移行した第二次世界大戦後においても、同様であった。オーストラリアは、地理的に隣接したアジア諸国とは、常に一定の距離を維持し(背を向け)、欧米諸国との緊密かつ包括的な協力関係の推進を対外関係の基軸として堅持した。オーストラリアにとって、アジア諸国は、単なる「地理的隣接地域」、場合によっては「攪乱要因」としての「懸念の対象」でしかなかった。

ところが、一九六〇年代から一九七〇年代への移行の時期を分水嶺として、こうしたオーストラリアのアジア諸



国に対する基本的スタンスは、ドラスティックに変化していった。この時期、イギリスとアメリカは、あいついでアジア地域からの「軍事的後退（撤退）」を表明した。いわゆる「イギリス病」に苛まれ、経済的に疲弊したイギリスは、一九七〇年代中葉までに、「スエズ以東」（直接的には、マレーシアとシンガポール）に駐留するイギリス軍の撤退を決定した。ヴェトナムへの介入により、政治的・経済的に大きな打撃を被ったアメリカは、「ニクソン・グアム・ドクトリン」（一九六九年）において、アジアの地域紛争から手を引くことを宣言した。こうした、イギリスとアメリカの新たなアジア戦略は、英米両軍の軍事的プレゼンスを前提とする、オーストラリアの基本的安全保障政策——「前進防衛戦略」——を根底から揺るがした。その結果、オーストラリアは、安全保障政策の重点を、直接的な「軍事戦略」から、地域協力の推進によるアジア諸国の経済成長の促進、ひいては政治的安定の確保という、「迂回戦略」へとシフトさせていった。この時期、オーストラリアを取り巻く国際経済環境も、めまぐるしい変化をきたした。それは、イギリスのEC加盟を契機とするものであった。一九六九年、ド・ゴール大統領の辞任を受けて新たにフランス大統領に就任したポンピドゥーは、ド・ゴール政権時代の政策を大転換した。それは、イギリスのEC加盟申請に対して、「フランスとしては、原則的に反対しない」というものであり、これによってイギリスのEC加盟に対する最大の障害が消滅した。一九七〇年六月、EC加盟を申請したイギリス・アイルランド・デンマーク・ノルウェーの四カ国とECとの間に加盟の条件をめぐる交渉が開始された。交渉は、一九七二年一月に妥結し、四カ国とECは、加盟条約に調印した。こうして、一九七三年一月、イギリスは、文字通り、三度目の正直として、アイルランド・デンマークとともに、晴れてECへの加盟をはたした（ノルウェーは、一九七二年九月に行われた国民投票の結果、EC加盟を断念した<sup>14</sup>）。

イギリスは、グローバル・パワーという過去の幻影から訣別し、ヨーロッパを舞台とするリージョナル・パワーという現実的な路線を選択したのである。それは、オーストラリア（および、ニュージーランド）に対して、アジ

ア・太平洋国家として、独自の途を歩むことを迫るものとなった。こうして、オーストラリアは、「脱欧入亜」という新路線を邁進していった。その結果、一九八〇年代初頭以降、オーストラリア経済は、(東)アジア諸国を中核とする地域経済圏に組み込まれていった。それは、工業製品貿易についての次の事実に象徴的に示されている。——オーストラリアの東アジア諸国向け輸出シェアは、一九六五年の二二パーセントから、一九八七年には四三パーセントへと倍増した。同様に、オーストラリアの東アジア諸国からの輸入シェアは、一九六五年の一三パーセントから、一九八七年には三二パーセントへと大幅な伸びを記録した。オーストラリアは、アジア、ひいては太平洋国家としての地歩を着実に積み重ねていったのである。<sup>(15)</sup>

#### 四 APECの形成と展開——「緩やかな」政府間協議体の誕生と変容

一九八九年一月末、韓国を訪れたオーストラリアのホーク首相は、盧泰愚大統領との会談を踏まえた上で、アジア・太平洋地域の経済問題に関して、「閣僚会議の開催を含む、より「制度的」な協議システムを創設することを提唱した。それは、前年一月月の、ウルグアイ・ラウンド「中間レビュー会合」の失敗に象徴される多国間主義の後退と二国間主義(ひいては、地域主義)の台頭に対する強い危機意識に促されるものであった。さらにいうまでもなく、それは、一九八〇年代におけるオーストラリア経済の急激な悪化と、東アジア経済の大躍進を反映するものでもあった。

かつて、「ラッキー・カントリー」として繁栄を謳歌したオーストラリア経済は、一九八〇年代に入り、構造的な脆弱性を露呈した。オーストラリアは、「経済全体のパフォーマンスの悪化を顕著にし、インフレ、失業、財政赤字、経常収支赤字、対外債務の拡大、豪ドル相場的大幅な下落」<sup>(16)</sup>等、ありとあらゆる困難に直面していった。オーストラリアは、世界経済における「周辺の存在」への途を転がり落ちていった。オーストラリアが、「貧しい白人国

家」に「成り下がる」という事態も決して荒唐無稽ではなくなった。

これとは対照的に、東アジア諸国は、一九八〇年代に目覚ましい経済発展を遂げていった。その先鞭を付けたのが、一九七〇年代以降のアジアNIEs（韓国・台湾・香港・シンガポール）である。これら諸国は、価格競争力を武器として、急速に輸出を伸ばしていった。このアジアNIEsに肉薄する勢いを見せているのが、ASEAN4（タイ・インドネシア・マレーシア・フィリピン）である。これらASEANの四カ国は、外国からの積極的な外資導入策によって、急速な経済成長、ひいては輸出の拡大を達成していった。また、「改革・開放」を推進する中国も、沿海地方を中心として、経済の急激な拡大に成功しつつある。同様に、「ドイモイ」（刷新）を標榜して、市場経済への移行と対外開放政策の推進を模索するヴェトナムも、巨大な潜在的可能性を徐々に顕在化させつつある。

オーストラリアは、ダイナミックな経済成長を持続し続けている東アジア諸国との緊密な経済関係の促進を通じて、深刻な経済的諸困難からの離脱へ向けての活路を見出そうとしたのである。この間の経緯を、『通商白書』（平成六年版）は、次のように記述している。——「オーストラリアは、近年、東アジアとの貿易を拡大させている。特に、NIEsへの輸出の増加が顕著で、ASEAN4向け輸出も米国向けに迫る規模となり、日本を含む東アジア向け輸出が全体の半分以上を占めている。また、オーストラリアはAPERCの創設に大きく貢献するとともに、APEC諸国・地域間の貿易・投資の自由化を始めとする諸活動に積極的に取り組んでいる。アジアからの移民を積極的に受け入れるなど、かつての宗主国であるイギリスとの関係からアジア太平洋諸国との関係を重点を移してきており、アジア太平洋諸国との関係の緊密化に積極的に取り組んでいる。オーストラリア政府は、オーストラリア経済を更に活性化するためには、成長する東アジア地域経済との統合の促進、製品輸出による製造業の高度化が必要不可欠と位置付けている。<sup>(IV)</sup>」

こうして、ホーク首相は、各国に対する精力的な同意調達（説得）工作に着手した。当時の『日本経済新聞』は、それを次のように報じている。——「タイ訪問中のホーク・オーストラリア首相は、……米国や欧州共同体（E.C.）の保護主義化に対抗するため、アジア・太平洋地域内の各国で構成する協議機関が必要だと強調、年内に設立のための閣僚会議を開くことを提唱した。同首相は北米とE.C.が経済ブロックとしてそれぞれ閉鎖的になる可能性があると指摘したうえで、『世界でもっとも重要な経済地域グループとして、その影響力を行使するための協議機関が必要になっている』との判断を示した。新機構の性格について、貿易ブロックというよりは、経済協力開発機構（OECD）のように加盟国が協力、協議し合うものだ」と説明した。（一九八九年二月四日・朝刊）「オーストラリアのホーク首相が韓国、タイ、パキスタン、インドを歴訪、精力的なアジア外交を展開している。……（それは）世界経済の保護主義化を防ぐためアジア太平洋諸国が一致協力することを狙っている。欧米とは違った形でのアジア太平洋の連合を模索する試みである。ホーク首相は最初に訪問した韓国やタイ、九日からのインド訪問で『アジア太平洋経済協議機構』設立構想を提案し、各国首脳の原則的な同意を得た。米加自由貿易協定、欧州共同体（E.C.）の市場統合は地域外に対する閉鎖的な経済ブロック化につながりかねないと警戒し、この問題で利害が一致するアジア太平洋諸国が欧米市場を監視し、対処していくための協議機関を設立するのが狙いである。自由貿易推進の旗手である豪州としては、特定国との自由貿易協定などの経済ブロック化につながりかねない動きには参加しにくい。しかし、現状では世界経済の流れに飲み込まれかねない。アジア太平洋協議機構は各国が協力することで発言力を強化することを狙ったものだ。」（二月一〇日・朝刊）

とはいえ、ホーク首相の「アジア太平洋経済協議機構」設立提案は、当該諸国から諸手を挙げて歓迎された訳ではなかった。ASEAN六カ国の、「ホーク提案」に対する反応は、きわめて慎重であり、むしろ冷淡かつ否定的な色彩の強いものであった。それは、東南アジアにおける、事実上、唯一の地域協力機構として、独占的地位を享受

してきたASEAN（諸国）の次のような懸念を物語っていた。——アジア太平洋という「広汎な地域」を舞台として、閣僚レベルという「高度に政治的」な公式機構が設立されることになれば、ASEANの相対化・地盤沈下、ひいてはASEANの独自性（アイデンティティ）の希薄化は必至である。

さらに、加盟国の範囲も、ASEAN諸国にとっては強い懸念材料であった。当初、「ホーク提案」では、ASEAN六カ国十日本・韓国・オーストラリア・ニュージーランドの総計一〇カ国が、いわゆる「コア・グループ」として、「アジア太平洋経済協議機構」の設立に参加するものと想定されていた。そこには、アメリカとカナダを新機構に参加させない——新機構から排除する——という、オーストラリアの政治的意図が明確（露骨）に存在していた。それは、アメリカの保護貿易主義に対する対抗措置という、オーストラリアの政治的意図を赤裸々に示すものであった。そこで、ASEAN諸国にとって、とくに問題とされたのがアメリカ排除の是非であった。——アジア太平洋諸国とアメリカとの、きわめて緊密な経済（相互依存）関係という現実に鑑みた場合、アメリカ抜きで地域経済協力の推進を議論することが、はたして可能か？ それは、日本の経済的支配（覇権）をもたらすものではないか？——このような懸念から、「ホーク提案」に対するASEAN諸国の対応は微妙な食い違いをみせた。マレーシアやタイは、アメリカの経済支配に対する不安から、アメリカを参加させることに消極的な立場を表明した。とりわけ、マレーシアのマハティール首相は、強硬な反米姿勢を敢えて隠さなかった。<sup>(18)</sup>同様に、フィリピンやインドネシアも、アメリカと日本による経済支配に対する危惧の念を表明した。これに対してシンガポールは、アメリカ市場重視、そしてまた日本による「円ブロック」形成に対する警戒心から、アメリカをメンバーとすることを積極的に主張した。

「ホーク提案」に対する日本の反応も、積極的支持とはほど遠いものであった。日本の通産省は、「ホーク提案」に強い関心を示した。ところが、PECC（太平洋経済協力会議）を主導してきた外務省は、「ホーク提案」に対し

て、慎重な構えをみせた。<sup>(19)</sup> その結果、日本の反応は、各国の反応を注意深く見守り、当面は静観を決め込むというものであった。

アメリカ、そしてカナダを除外して、「アジア太平洋経済協議機構」を設立しようとする「ホーク提案」に対するアメリカの反応は、当然のことながら否定的であった。アメリカは、オーストラリアの露骨なアメリカ外しに激しく反発した。

このように、「ホーク提案」に対する、当該諸国の反応は、当初は決して芳しくなかった。ところが、それから数か月後の、一九八九年六月〜七月、「ホーク提案」を取り巻く国際環境は好転していった。一九八九年六月、アメリカのベーカー國務長官は、「太平洋における新しいパートナーシップ——未来への構想」と題する演説を行い、アメリカとしては、太平洋経済協力の枠組み造りを最優先課題として、その実現に向けて、具体的な協議に入る旨を明らかにした。それは、ブッシュ・アメリカ大統領とホーク・オーストラリア首相との間の、事前の協議を踏まえるものであった。また、こうしたアメリカの政策転換に呼応して、日本も通産省を中心として、「ホーク提案」の現に向けて、積極的な説得工作に転じた。A S E A Nは、それまでは、「現存する国際機関、協定の機能をフルに活用するのが先決」とするインドネシアやマレーシアの慎重論に押されて、消極的な態度に終始してきた。しかし、七月の外相会議で、新機構の創設を前提にしない、という留保条件付きでオーストラリアの意向に添うことに合意した。

こうして、一九八九年一月六日〜七日、オーストラリアのキャンベラにおいて、第一回 A P E C (Asia-Pacific Economic Cooperation, アジア・太平洋経済協力) 閣僚会議が開催の運びとなった。会議には、オーストラリア・ニュージーランド・日本・韓国・A S S E A N 六カ国、それにアメリカ・カナダの総計一二カ国の外相および通

商・貿易担当相が出席した。<sup>(20)</sup>それは文字通り、アジア・太平洋諸国を包摂する、初めての「政府間」会合であった。

会議の議題は、①世界及び地域の経済発展、②世界貿易の自由化、③個別分野における地域協力の可能性、④今後のアジア・太平洋経済協力の進め方、と多方面に及んだ。そしてAPECが、①ASEANの結束を乱すものではない、②「開かれた地域主義」を目指すものである、③ウルグアイ・ラウンドの推進に向けて協力する、さらには、④今後も閣僚会議を継続して開催する——ことを骨子とする、次のような共同声明を採択して、第一回APEC閣僚会議は閉会した。——①ASEANの機構が、アジア・太平洋地域の経済協力の強化にはたす顕著な役割に留意する。②多角的貿易システムの開放は、われわれすべての共通の利益であり、ウルグアイ・ラウンドは、この目的追求のための機会である。③貿易政策に関係を持つ閣僚は、一九九〇年九月初めと、ウルグアイ・ラウンドの最終セッション直前の一二月初めにそれぞれ会合を開く。④地域協力の組織結成は、時期尚早だが、さらに年一回の会合（閣僚会議）を開くことは適当である。九〇年半ばにシンガポールが、九一年に韓国が会合を主催するとの提案を歓迎する。⑤九〇年の早い段階で、準備会合（「高級事務レベル会合」<sup>(21)</sup>）を開催し、他国や地域の参加、協力に関する問題について検討する。準備会合には、ASEAN事務局長の参加を認める。

第二回APEC閣僚会議は、一九九〇年七月三〇日〜三一日、第一回会議と同じく、一二カ国が参加して、シンガポールで開催された。

会議では、①世界及び地域の経済発展、②世界貿易の自由化、③ワーク・プログラム（分野別経済協力プロジェクト）、④将来の参加問題等、が討議された。その結果、七つのワーク・プログラムが承認された。それらは、①貿易・投資データのレビュー、②貿易促進、③アジア・太平洋地域内の投資・技術移転の拡大、④アジア・太平洋多国籍人材養成構想、⑤域内エネルギー協力、⑥海洋資源保全（環境汚染）、⑦電気通信、と多岐にわたるものであつ

た。また、ウルグアイ・ラウンドの年内合意達成（成功）に向けて、APECの政治的決意を表明した「ウルグアイ・ラウンド特別宣言」が採択された。それは、ウルグアイ・ラウンドの帰趨を制するアメリカ・EC・日本等、先進工業国の一層の努力を促すものであった。さらに、中国・香港・台湾の参加問題に関して、協議を開始する旨が合意された。それは、経済協力の実を挙げるためには、これらの国・地域の参加が不可欠との現実的な認識に促されるものであった。

最後に、会議は、引き続き第四回閣僚会議をタイで、第五回閣僚会議をアメリカで開催することを決定して閉会した。

一九九一年一月二日～四日、韓国のソウルで、第三回APEC閣僚会議が開催された。会議には、同年八月、ソウルで行われた「高級事務レベル会合」での合意を受けて、「スリー・チャイナ」（中国、香港、それにチャイニーズ・タイペイ〔台湾〕）が、会議の冒頭から正式加盟国として参加した。<sup>(22)</sup> さらに、ASEAN中央事務局、PECC及び南太平洋フォーラム（SPF）もオブザーバーとして出席した。

こうして、一五にのぼるアジア・太平洋の国および「地域」が一堂に会して、経済協力をテーマに、協議が行われた。会議では、①地域の経済動向と経済問題、②ウルグアイ・ラウンドと地域の貿易自由化、③ワーク・プログラムの、④APECの将来像、が討議された。その結果、ウルグアイ・ラウンドの促進へ向けて、「APEC特別宣言」が採択された。また、新たに運輸・観光・漁業の三分野を追加して、一〇のワーク・プログラムの推進が合意された。さらに特筆すべき成果は、「ソウルAPEC宣言」の採択である。それは、次のようにAPECの基本理念や目的等を集大成するものであり、APECを実験的な色彩の強い「緩やかな」協議体から、「国際的人格」を保持する本格的な国際経済機構へと変身させる契機となった。<sup>(23)</sup>



「ソウル A P E C 宣言」は、まず前文において、A P E C の歴史的な存在意義を次のように高らかに宣言した。それは、「開かれた地域協力」をキーワードとするものであった。

「開放性とパートナーシップ精神を基礎としたアジア・太平洋地域内での経済的相互依存関係の健全でかつ均衡のとれた発展が、地域全体の繁栄、安定及び進歩のために枢要であることを認識し、……（中略）……

緊密な地域的繋がりと対話を強化する上で、東南アジア諸国連合（A S E A N）が行ってきた重要な貢献と太平洋経済協力会議（P E C C）が果たしてきた先駆的な役割を評価し、

健全で開かれた多角的貿易体制を強化し、貿易障壁を削減し、国際貿易上の差別待遇を排除する上で、G A T T が演じてきた重要な役割を認識し、

アジア・太平洋経済協力は、開かれた地域協力の模範的なモデルたる役目を果たすべきである……」

ついで、A P E C の目的として、次の四つの課題が掲げられた。——①地域の成長と発展を持続し、もって世界経済の成長と発展に貢献する。②経済的相互依存関係の進展（財、サービス、資本及び技術のフローを奨励することを含む）に起因する積極的利益の増進を図る。③アジア・太平洋及び他の全ての諸経済のために、開かれた多角貿易体制を推進・強化する。④G A T T の諸原則と合致し、かつ、他の諸経済を害することなく、財・サービスの貿易と投資における障壁を参加メンバー間で削減する。——それらは、A P E C が排他的経済ブロックに墮することのない旨を強調するものであった。

さらに、本格的な国際経済機構への移行（発展）を視野に入れて、運営方法や加盟基準が明確化された。すなわち、運営方法に関しては、①経済の発展段階や社会政治制度の相違を勘案し、かつ、発展途上経済の必要性にしかるべく配慮した、相互利益の原則、及び②全参加メンバーの意見を等しく尊重した、開かれた対話とコンセンサス作りへのコミットメント——を基礎として、協力関係を押し進めることが謳われた。それは、多彩な国家の集合体

であるAPECが、特定の国家（集団）による覇権的行動に基づいて運営されるのではなく、対等・対話・協調をモットーとして、民主的に運営されることをアピールするものである。また、加盟国の範囲については、①原則として、アジア・太平洋地域に存在し、他のAPEC加盟国・地域と強固な経済的繋がりを有していることが条件とされ、②新規加盟国に関する決定は、全ての参加メンバーのコンセンサスに基づくものとされた。それは、複雑な意思の交錯する新規加盟国問題に関して、透明性の確保、および民主的決定を重視する姿勢を示すものである。

このように「ソウルAPEC宣言」は、APECの志向する原理・原則を明確に規定するものとなった。しかし、APECの体制（機構）や将来像に関しては、APECの「制度化」に対するASEAN（諸国）の強い懸念・拒絶反応を反映して、踏み込んだ議論が行われるまでには至らなかった。「組織・枠組み作りを先行させる合理主義的な北米・大洋州と、十分に議論を尽くし、コンセンサスを得てから組織整備に進むべきだ」というASEANの取り組み方、考え方の違いが表に出<sup>(2)</sup>て、結局、次のように抽象的かつ曖昧な表現にとどまったのである。すなわち、APECの体制については、①APEC参加メンバーによる閣僚会議は毎年開催され、この宣言の枠組みの範囲内でAPEC活動の方向性と性格を決定し、実施のための計画決定を行う。②閣僚会議の決定に従ってAPECプロセスを進展させ、閣僚会議において決定されたワーク・プログラムを進展させる責任は、参加メンバーの代表からなる「高級事務レベル会合」が有する。——と謳われるにとどまった。さらに、APECの将来像に関して、「APECのプロセスの継続性とダイナミックな活力を認識しつつ、APECは、地域の経済状況や世界的な経済環境の変化に応じ、かつ、アジア・太平洋地域が直面する経済政策的な挑戦へ対応するための柔軟性を保持することとなる。」——と、きわめて曖昧なイメージの提示に終わった。

ともあれ、第三回APEC閣僚会議は、APECの基本的方向性に一大転機をもたらすものとなった。すなわち、「スリー・チャイナ」の同時加盟を実現し、さらに「ソウルAPEC宣言」という公式文書を採用したという事

実は、APECが試行錯誤的な「慣らし運転」の段階を脱却して、本格的な活動の展開へ向けての基盤整備に着手したことを物語るものであった。とはいえ、ソウルでの閣僚会議は、APECが発足の当初から内包してきた基本的な課題の克服が決して容易ではないことを露呈するものでもあった。

一九九二年九月一〇日～一一日、第四回APEC閣僚会議が、一五カ国・地域が参加して、タイのバンコクで開催された。会議は、厳しい国際経済環境を敏感に反映して、さまざまな利害の交錯する険しいものとなった。

ウルグアイ・ラウンド交渉の難航、EC「九二年プログラム」の着実な進展、AFTA（アセアン自由貿易地域）の創設合意（一九九二年一月）、ECマーストリヒト条約の正式調印（一九九二年二月）、NAFTAの基本合意（一九九二年八月）——このような、「保護主義的」潮流の高まりの渦中において、APEC閣僚会議は、複雑な思惑が入り乱れて紛糾した。議長国タイは、「経済の組織化が、自由貿易を促す面もあるが、一方で、内向きで保護主義的な貿易ブロックになる可能性もある。」<sup>(28)</sup>として、NAFTAを牽制した。それは、ASEAN諸国のNAFTAに対する強い警戒心を代弁するものであった。

こうした北米とアジアとの間の微妙な溝は、メキシコの新規加盟問題に飛火していった。アメリカとカナダは、NAFTAの一員であるメキシコのAPEC加盟を強く主張した。これに対して、中国が難色を示した。また、日本、インドネシア、マレーシア等のアジア諸国は、メキシコの加盟を認める場合には、パプアニューギニアの同時加盟を認めるべきであるとの立場をとった。それは当然のことながら、オーストラリアやニュージーランドの強く支持するところであった。

さらに、ソウルでの第三回閣僚会議において合意が成立せず、先送り事項とされていた事務局設置の問題も大きな争点となった。それは、APECの基本的性格付けにかかわる本質的な問題を孕むものであり、APECを「緩

やかな協議体」にとどめるべきだとする立場と、APECの「制度化」を促進して、本格的な国際経済機構への脱皮を図るべきだとする立場とが激しく対立した。ASEAN諸国を中心とするアジア諸国は、事務局の役割を連絡調整機能に限定し、一五名〜二〇名程度の、小規模な事務局の設置を主張した。これに対して、カナダやオーストラリア等は、OECDにも匹敵する、政策立案能力を保持する大規模な事務局の設置を求めた。

このように、バンコクで開催された閣僚会議は、波瀾含みで推移したが、最終的には、事務局設置に関する「バンコク宣言」、二〇〇〇年を見据えて域内貿易のありかたを検討する「APEC賢人会議」の設置を謳った共同声明、それにウルグアイ・ラウンドの早期決着を謳った「ウルグアイ・ラウンド特別声明」を採択して閉会した。とりわけ注目すべきは、①タイ（バンコク）、韓国（ソウル）、インドネシア（ジャカルタ）を退けて、シンガポールに、小規模ながらも常設事務局の設置が決定したこと（一九九三年一月より活動開始）、および②各国の拠出金から構成されるAPECファンド（予算制度）の設立が合意されたこと（一九九三年度の予算規模は、二〇〇万USD）。内訳は、事務局の通常経費一〇〇万USD、ワーク・プログラムの経費一〇〇万USD）であった。また、メキシコの加盟等、新規加盟国の問題は、さらなる検討課題として「高級事務レベル会合」の場で継続審議されることになった。

##### 五 APECの未来像——「緩やかな・開かれた」地域主義の可能性

一九九四年インドネシア、一九九五年日本、一九九六年フィリピン、一九九七年カナダ——APECは、ASEAN諸国と非ASEAN諸国との間の交互開催という慣行に基づき、このようなスケジュールで閣僚会議を開催することを決定した。<sup>(27)</sup> また、インドネシアおよび日本で開催が予定されている第六回および第七回の閣僚会議に際しては、首脳会議の「定例化」はともかくとして、第五回会議の場合と同様に、「非公式」首脳会議を同時開催するこ

とが合意された。こうして、APECは、アジア・太平洋の経済協力を協議する「閣僚」会議から、政治的に、よりハイ・レベルかつ包括的な「アジア・太平洋経済協力会議」へと事実上、変貌を遂げつつある<sup>(29)</sup>。

当初、「政府間レベル」における「緩やかな」協議体（フォーラム）としてスタートしたAPECは、アメリカの強力（強引）なリーダーシップ（覇権的行動）の下で、ASEAN諸国の強い懸念・反発を「封じ込める」（丸め込む）かたちで、着々と「機構整備」を行い、「制度化」への途を進みつつある。一〇のワーキング・グループ（作業部会）は、年に二回開かれる「シェパード会合」（とりまとめ国会合）を通じて、ASEAN重視という基本原則に基づき、ワーク・プログラムの内実化に向けて、地道な活動を積み重ねている。

「開かれた地域主義」を標榜するAPECは、一九九三年一月〜二月、ウルグアイ・ラウンド交渉の最終局面において、交渉妥結へ向けての一大勢力（プレッシャー・グループ）として大きな役割をはたした。

アメリカは、「世界の成長センター」として、ダイナミックな発展を遂げているアジア・太平洋諸国との政治的・経済的関係の改善・強化を重要な外交政策目標として設定し（欧州離れ）、そのための有効な政策手段の場としてAPECを重視している。アメリカにとって、APECはまた、ECに対するカウンター・パワーとしての機能を果たすものであり、さらに経済的超大国・日本の影響力の増大を「封じ込める」ための有力な手段でもある。

こうしたアメリカのAPEC重視の立場は、一九九一年、『フォーリン・アフェアーズ』誌上におけるベーカー國務長官の次のような主張に端的に示されている。——「われわれは、APECを、市場志向型成長を持続し、世界および地域における貿易の自由化を促進し、さらには相互依存という新たな挑戦に立ち向かうための重要なメカニズムと見なしている。……APECは、アジア・太平洋地域に対するアメリカの安全保障上の絆と同様に、この地域に対するアメリカの強い関わりを象徴する存在である。……ポスト冷戦時代の世界は、さまざまな挑戦に直面しており、それに対処するためには、アジア・太平洋共同体という意識を従来にも増して、より強固なものとする

ことが必要である。A P E Cは、まさに、そうした共同体意識を創出するための重要なフォーラムである。<sup>(30)</sup>

アメリカ外交のアジア・太平洋地域への傾斜は、ブッシュ共和党政権の後を襲ったクリントン民主党政権へと引き継がれた。クリントン・アメリカ大統領は、一九九三年七月七日、早稲田大学での講演において、「新太平洋共同体」構想の下に、次のようにアジア・太平洋地域重視の戦略を打ち出した。——①米国が日本及びこの地域の国と合同して、新太平洋共同体を創出する時がきた。②新しい共同体は、日米のパートナーシップの再生、より一層開かれた経済と通商拡大、民主主義の支持に基礎が置かれる。③過去、正直言って、米国人の中には、アジアの活況とくに日本の成功を脅威だと見た者がいた。もし、日米両国が勇氣を持って問題を解決するならば、太平洋地域は米国にとつての雇用、所得、パートナーシップ、成長の大きな源になりうる。④アジア・太平洋地域における最も将来性のあるフォーラムはアジア・太平洋経済協力閣僚会議(A P E C)だ。わたしは、この秋にシアトルでA P E C首脳レベルの会合を主催する。

こうしたアメリカのA P E C重視戦略への転換と相前後して、A P E Cに対する日本の態度も、微妙に変化していった。P E C C設立(一九八〇年)に対する積極的な活動とは対照的に、日本は、A P E Cに対しては、当初は必ずしも乗り気ではなかった。ところが、その日本も、ほどなくしてA P E C重視へと政策転換を図っていった。日本は、徐々に、遅まきながらも、アメリカにならって、A P E CをO E C Dにも匹敵する情報交換・政策調整の場として育成・強化する方向を模索していった。

一九九三年一一月のシアトル会議において、日本は、「アジア・太平洋のダイナミックな経済成長を維持するためには、多角的自由貿易体制の維持・増強とともに、域内における更なる自由化及び経済協力の推進が必要との立場にたつて、米国とアジア諸国間の橋渡し役を行った。<sup>(31)</sup>」

さらに、次の五原則をA P E Cの主導原理として、提唱し、各国の賛同を得た。

①アジア・太平洋地域の多様性を尊重し、特に発展段階の違いに配慮する。協力は漸進的に進めることとし、基本的にはコンセンサス・ベースで推進していくこと。

②交渉でなく協議を通じ相互理解を深め、共通の認識を形成するとともに目標を追求すること。

③GATTとの整合性を確保し、これを代替するものではなく、これを補完強化するものとする。

④「開かれた地域協力」の理念を追求すること、域内で得られた成果は最恵国待遇ベースで域外にも均霑すること。  
⑤域外(非メンバーや国際機関等)との意思疎通を一層図っていくこと。<sup>(32)</sup>

このように、アメリカや日本のAPECに対する積極姿勢は、ソフト・リージョナリズム(Soft Regionalism)を標榜するAPECの前途を洋々たるものとする可能性も否定できない。しかしAPECの将来は決してバラ色ではない。そこには、多くの課題が待ち受けている。

そもそも、日本が主唱したAPEC五原則を遵守し、誠実に履行することは、決して容易ではない。その理由は、この五原則には、APECが発足以来直面してきた、次のような構造的緊張関係(課題)が内包されており、その克服には多大の努力が不可欠だからである。

第一に、APECを構成する一八カ国・地域(一九九四年の第六回会議から、チリが一八番目のメンバーとして参加予定。以後、新規参加問題の検討は、三年間延期することを第五回会議において合意した。)は、政治的・経済的・社会的・文化的・地政学的に、きわめて多様であり、そこに一定の統一性を見出すことはきわめて困難である。それは、クリントン政権のブレーンとして、「APEC賢人会議」議長を務め、「APECの展望——アジア太平洋経済共同体の形成に向けて」(A Vision for APEC: Towards an Asia Pacific Economic Community)と題する「APEC賢人会議報告書」の作成をリードしたフレッド・バーグステン自身、次のように指摘しているほどである。——「APECの今後は、経済的相互依存が国家間の違いを克服できるかどうかのテストケースであり、こ

れは、単に現実面で重要なだけでなく、知的な意味でもきわめて興味深いものといえる。実際、APECは、ありとあらゆる経済発展段階に属する国をほぼ網羅している。……APECが成功するとなれば、『南北問題』を解決したことを意味する。また、APECが成功すれば、文明を異にする諸国は協調するのではなく、むしろ対立する可能性が高いと見る考えを現実否定することになる。ハンチントンの分類にしたがえば、APECは少なくとも五つの異なる文明諸国を内包している。<sup>33)</sup>

このような雑多な国家の「集合体」を、「民主的」な方法で一つにまとめることは至難の技である。それは往々にして、分裂するか、自然死状態に陥るかのどちらかである。さらに事態を複雑にしているのが、アメリカの強力なリーダーシップの行使と、それに対するASEAN(諸国)の反発である。もともと、ASEAN(諸国)は、APEC構想には強い懸念を示していた。ASEAN(諸国)は、APECによるASEANの吸収合併、ASEANの形骸化を恐れて、APECの設立にきわめて消極的であった。これに対してアメリカは、一方でAPECの運営にあたってはASEAN(諸国)の意向を十分に尊重するとの立場をとりながらも、実際には、独自の構想(イメージ)に基づき、APECの「制度化」をなし崩し的、かつ着実に進めていった。マレーシアのマハティール首相が提唱したE A E G (E A E C) 構想は、そうしたアメリカの独善的行動に対する反発である。<sup>34)</sup>

こうしたアメリカの覇権的な行動が顕著に現れたのが、シアトルで開催された第五回APEC会議であった。アメリカは、ホスト国の特権をフルに利用して、APECをアメリカの対アジア・太平洋戦略の橋頭堡として活用する姿勢を明確にした。アメリカは、国内経済の再建のために、アジア・太平洋諸国への輸出と投資の拡大を図り、その一環として、APEC諸国間の貿易自由化、とりわけ投資の自由化を強引に押し進めようとした。それは、APECを「交渉の場」として位置付けるものであった。「APEC賢人会議報告書」が、その勧告のなかで、一九九六年までに域内貿易自由化へ向けての具体的なプログラムを策定することを求め、また「アジア太平洋投資コー



4.] (APIC, Asia Pacific Investment Code) の制定を主張したのは、こうしたアメリカの思惑を色濃く反映している。同様に、「APEC貿易投資枠組み宣言」の採択、および従来より存在していた「地域の貿易自由化非公式会合」の「APEC貿易投資委員会」への格上げも、アメリカの経済戦略を反映するものであった。そもそも、シートル会議において、「非公式」とはいえ、首脳会議が開催されたのは、アメリカのゴリ押し以外のなにものでもなかった。アメリカは、保持する「ソフト・パワー」(Soft Power)を全開させて、首脳会議の開催を強行したのであった。

このように、APECは、文字通り、典型的な同床異夢の状況に置かれており、効率至上主義に基づく強引な運営は、APECの空中分解を招きかねないものである。

第二に、「開かれた地域主義」「開かれた地域協力」というAPECの基本理念の現実的適用性(妥当性)の問題が指摘される。そもそも、地域主義や地域協力が、「自己集団」(We-Group)と「他者集団」(Others-Group)とを区別、ひいては差別する契機を本来的に内包するものであることは紛れもない事実である。それは、APECにおいても例外ではない。各国によって思惑に微妙な差が存在するとはいえ、APECの成立がECやNAFTAに代表される、一九八〇年代後半以降の地域主義の台頭に刺激され、それに対する「カウンタター・ブロック」「カウンタター・パワー」の形成という狙いをもつことは明白である。さらに、域内協力関係の「制度化」が促進され、「地域」の求心力が増強されれば、それに比例して、域外環境との間のさまざまな「垣根」は高くなりがちである。そこで問題とされるのは、「開かれた地域主義」「開かれた地域協力」が単なる政治的スローガンにとどまらず、具体的な実体を生み出すための制度的保障措置の有無である。APECの場合、「貿易と投資の自由化を促すためのAPECのメカニズムの創設」は、一方において域内自由化の制度的保障措置となると同時に、他方においてそれは、域外環境に対する「保護主義的」地域ブロックの形成にもなりかねない。同様に、APEC諸国間の関税引下

げは、否応なしにAPECが当初の構想から離れて「交渉の場」となることを意味する。それは、域内の分裂の肥大化、さらには域外諸国の反発を招きかねない。

「APECは欧州共同体(EC)、北米自由貿易協定(NAFTA)と違って条約はなく、強い拘束力もない。政治体制、経済の発展段階、民族のどれをとっても多様である。ECの「城」、NAFTAの「家」、に対しAPECの「テント」ともいえる柔軟な構造が必要である。」<sup>(35)</sup>——こうしたAPECの今後の方向性を占う試金石ともなるのが、APECの有力なリーダー国たるアメリカの行動である。具体的には、アメリカのNAFTAに対するアプローチ(NAFTAをどのようなものとして主導していくか)が大きな課題である。それ如何によって、APECは、文字通り「開かれた地域主義」として国際社会の信認を獲得することも可能であるし、逆に、保護主義的な「経済ブロック」として、域外諸国の強い反発を招くこともありうる。

「APECは、地域経済協力をめぐるまったく新たなモデル、すなわち貿易自由化をめぐる地域性と世界性を連動させるような『開放的な地域主義』を確実に実現するモデルの導入を模索しているわけである。……APECとは、脆弱で不安定な経済ブロックではなく、世界的な貿易の自由化に向けて指導者として建設的な役割を担い得る地域主義ブロックである。ポスト冷戦時代にある現在、米国は単独で世界的リーダーシップを発揮することには消極的だし、そうした能力をもっているわけでもない。したがって、(APECをつうじた)集団的リーダーシップが必要なのである。」<sup>(36)</sup>という、フレッド・バーグステンの主張が、はたしてどれだけの説得力をもちうるか。その成否は、これからのAPEC自身による具体的な行動の積み重ねによって示されるものとなるろう。

## 六 エピローグ

一九九四年八月三十一日、「APEC賢人会議」は、「APECビジョンの達成に向けて——アジア太平洋における

自由かつ開放的な貿易」(Achieving the APEC Vision: Free and Open Trade in the Asia Pacific)と題する政策提言(APEC賢人会議・第二報告書)を第六回APEC閣僚会議議長国(主催国)であるインドネシアのホルト大統領に提出した。それは時を経ずして、ほぼ同時にその他のAPEC諸国はもとより、マスメディア等、一般にも公表された。<sup>(37)</sup> 同報告書は、一九九三年一月、シアトルで開催された第五回APEC会議に際して提示された、「APECの展望」と題する総論的な第一報告書を補充するものであった。すなわち、「二一世紀に向けて、アジア太平洋地域に、貿易および投資の自由化が達成されたコミュニティの構築を図る」という、APECビジョンの実現に向けて、APEC諸国が着手すべき政策手段(行動計画)を具体的(各論的)に提示することが、同報告書の中心課題であった。それは同時に、第一報告書、ひいては第一報告書をベースとして、アメリカ主導の下に進められた第五回APEC会議の「成果」に対する、「弱小国」(ASEAN諸国等)の懸念・批判に応えるものでもあった。

それでは、この第二報告書においては、どのような政治的メッセージが発せられたのであろうか。

第一に指摘されるのは、APECにおける国家間の経済協力関係の基本原理として、「相互利益(互惠)の確保」、および「相互尊重・平等主義」という一種アナクロニズム的な政治的スローガンが改めて強調された点である。

いうまでもなくAPECは、経済的・政治的・社会的・文化的・歴史的……に、きわめて「多様」な国家から構成されている。さらにそこには、著しい「格差」が跋然として存在している。それは、たとえばアメリカとパプアニューギニアとの間の巨大な経済「格差」に象徴的に示されるとおりである。ところで、こうした「多様性」や「格差」は、容易に協力関係の推進を阻害する攪乱要因へと転化しがちである。とりわけ、「弱小国」にとつて、「大国」との協力関係の推進は両刃の剣である。それは、国際的サブイベル戦略の切り札となると同時に、国家的

アイデンティティの喪失、さらには新たな支配―従属関係創出の契機ともなりかねない。第五回APEC会議における議長国アメリカの「覇権的」行動は、まさにこうした「弱小国」の懸念を現実のものとした。「弱小国」は、大國の主導（独走）によるAPECの推進に強い危機意識を露にした。「APEC賢人会議」が、「相互利益の確保」および「相互尊重・平等主義」という、手垢の付いた政治的スローガンを敢えて再確認したのは、こうした「弱小国」の懸念に配慮するものであった。

第二に指摘されるのは、APEC運営の組織原理として、プラグマティズム重視の路線が再確認された点である。すなわち、「形式」や「主義・主張」に拘泥せず、もっぱら「内容（実質）」重視の立場を貫徹する旨が改めて明確にされたことは注目される。ここでは、APECの「過度の制度化」(Over-institutionalization)や「過度の官僚機構化」(Over-bureaucratization)というシナリオは否定され、「何をなすべきか」よりも「何が可能か」を重視する立場から、APECの原点に立ち返り、「緩やかな協議体」としてAPECを持続させることが謳われた<sup>(38)</sup>。

さらにそれとの関連で、APECにおける意志決定は、あくまでも各国間の「コンセンサス」(合意)に基づくものである。また決定事項の実施に際しては、柔軟性(Flexibility)の確保こそ現実的かつ生産的である旨が強調された。それもまた、「成果」よりも協力の「プロセス」そのものを重視するというAPECの出発点を再確認するものであった。こうして「APEC賢人会議」は、APECの早急な「制度化」、ひいてはAPECを、協議を主たる課題とする「フォーラム」から、決定へ向けての「交渉の場」へと発展させようとする動きにクギをさしたのである。

第三に指摘されるのは、APECの存在意義そのものにかかわる、きわめて本質的な点である。APECは、発足以来、常に「開かれた地域主義」(Open Regionalism)を標榜し、EC等に見られる「伝統的」地域主義との異質性を強調してきた。ところが、それは多分に政治的レトリックのレベルに終始し、「開かれた地域主義」の具体的な

意味内容は明確ではなかった。それは単なる「願望的思考」の表明、さらにはアリバイ（偽装）工作に過ぎない、といった批判も少なくなかった。

第二報告書では、こうした批判に対する回答として、「開かれた地域主義」の意味内容の積極的な提示が試みられたことは注目される。具体的には、「内向き（Inward-looking）」で、世界自由貿易体制の追求から逸脱する貿易ブロックの形成に対しては、断固として反対する旨の決意が表明された。他方、そうした「内向き」の地域主義の対極概念として、「外向き」（Outward-looking）の「開かれた地域主義」の追求が謳われた。それは、域内における経済障壁を実質的に軽減すると同時に、あわせて域外諸国に対する経済障壁の実質的軽減をもともなう、地域協力の過程と一般的に定義された。そのうえで、さらに掘り下げた、「操作的な定義」（Operational Definition）として、次の四原則が、相互に補充しあうかたちで「開かれた地域主義」の根幹を構成するものとされた。——①域内、域外を問わず、最大限、可能な限り、貿易および投資の一方的・自発的な自由化の推進、②域外諸国に対して、貿易障壁および投資障壁を継続的に軽減する旨のコミットメントの推進、③APEC全体としては、相互（互恵）主義の原則に基づき（Mutually Reciprocal Basis）、域内における貿易および投資自由化の成果を域外諸国に対して均霑するよう努力する、④域外諸国との通商関係の自由選択・APECは、域外諸国に対する「共通通商政策」を要件とする関税同盟を志向するものではない。従って、個々のAPEC諸国は、域内における貿易および投資の自由化の成果を域外諸国に均霑するに際しては、(a)自由貿易協定の締結に見られるような、交渉を通じての、条件付最恵国待遇（Conditional MFN Treatment）原則の適用という方式と、(b)GATTの「一般的、最恵国待遇」原則に基づき、無差別・無条件最恵国待遇（Unconditional MFN Treatment）原則の適用という方式、のいずれかを自由に選択する権利を保持する<sup>(8)</sup>。

第四に指摘されるのは、APEC域内における貿易の自由化に向けて、具体的なタイムテーブル（期限）が設定

された点である。それは、APECの標榜する「開かれた地域主義」が単なるお題目ではないことを具体的な実践を通じて内外にアピールしようとするものであった。とりわけ注目されるのは、APEC諸国の「多様性」、より直接的には「弱小国」に配慮して、三種類のタイムテーブルが設定されたことである。すなわち、①アメリカや日本等の先進工業国は、二〇一〇年までに、②韓国やチャイニーズ・タイペイ(台湾)等のNIEsは、二〇一五年までに、③中国やインドネシア等の開発途上国は、二〇二〇年までに、——それぞれ貿易の自由化を完了するものとされた。

第五に指摘されるのは、貿易および投資における自由化努力と並行して、非関税障壁の撤廃等の貿易円滑化プログラム、さらには投資円滑化プログラムおよび技術協力プログラムの策定が具体的に列挙されたことである。それは、多分に「弱小国」に配慮した、ある種の「セーフティ・ネット」の設置という側面を有している。具体的に、次の七プログラムの開始が提言された。——①投資環境の改善に向けて、APEC諸国はできるだけ早期に投資政策の基本原則に関して、協約(Concord)を結ぶべきである。ただし、それはあくまでも各国の「任意」の合意に基づくものでなければならぬ。②生産物基準や検査手続きの標準化を図るべきである。もしそれが困難な場合には、各国の基準・認証の相互承認を図るべきである。③金融およびマクロ経済の分野における協力を促進すべきである。④環境分野における協力を促進すべきである。⑤反ダンピング手続きの濫用問題や制限的商慣行の問題を検討するためのタスク・フォースを設置すべきである。⑥APEC紛争仲介サービス(APEC Dispute Mediation Service, DMS)を設置すべきである。ただし、それはあくまでも、APEC諸国間の経済紛争の解決を側面から支援するという「仲介」(Mediation)機能に限定されるものであり、紛争に対して、「仲裁」(Arbitration)的役割を担うものではない。また、このAPEC紛争仲介サービスへの付託は、あくまでも当事国の「任意」の判断に委ねられるべきである。⑦ASEAN諸国や中国は、これまで比類のない経済的パフォーマンスを達成してきた。しかし

それもさまざまな隘路に直面しつつある。そこで、APECは、運輸・通信、電力等の公共インフラ部門の拡充、中小企業の競争力の強化、教育や人材育成の推進に向けて、重点的に技術協力を推進すべきである。

第六に指摘されるのは、第一報告書において提起された基軸概念やビジョンに関する「釈明」である。すなわち、第二報告書においては、特別の一章を設けて、基軸概念についての「誤解」(Misunderstanding)払拭の努力が試みられている。まず第一に、第五回APEC会議において激しい論議の的となった「アジア太平洋共同体」(a community of Asia Pacific Economies)概念については、「APEC賢人会議」としては、APECをEC(EU)のような地域経済統合体が発展させる意志は毛頭ないことが強調された。そこでは、「多様性」と「格差」を顕著な特徴とするアジア太平洋地域においては、ECをモデルとする地域協力を志向することは本来的に不可能、かつ非生産的なアプローチとして否定された。そのうえで、APECが志向する「共同体」(Community)の形成とは、「ごく日常的な意味における「大家族」の形成であり、国際組織に対する国家主権の委譲、関税同盟の形成、制度化の深化・拡大等を要件とする完全な経済統合とは無縁のものであることが強調された。第二に、「開かれた地域主義」との関連において、「APEC賢人会議」が目指すのは、自己完結的な「アジア太平洋自由貿易地域」(Asia Pacific Free Trade Area)の構築ではない。APECの「究極の目的は、アジア太平洋という『地域において』自由貿易を達成することである。」(Ultimate Achievement of Free Trade in the Region)言が強調された。それは、APECのGATTルールとの整合性、ひいては開放的かつ多角的な世界自由貿易体制構築へ向けての、ビルディング・ブロックとしてのAPECの積極的な存在意義を正当化するものであった。第三に、APEC「プロセス」のタイムテーブルに関して、とりわけ第五回APEC会議における議長国アメリカの独走(強引な議事運営)に対する鋭い批判を意識して、「APEC賢人会議」は次のような釈明を行った。すなわち、「APEC賢人会議」としては、「制度化」を性急に押し進め、既成事実の積み重ねによって、アジア太平洋地域における貿易および投資の自

由化を一挙に達成しようとする意図はまったくない。それどころか、「APEC賢人会議」が目指すのは、APEC諸国の潜在能力、およびAPECを取り巻く内外の不確定要素を十分視野に入れた漸進的アプローチである。——として、「大國」の主導に対するASEAN諸國（「弱小國」）の懸念に配慮を示した。

「APEC賢人会議・第二報告書」が公表されてから約二カ月後の一九九四年一月、インドネシアを舞台として第六回APEC会議が開催された。会議に参加したのは、新たにチリを加えた一八カ國・地域であった。

まず一月一日〜二日、外相および貿易・通商担当相によるAPEC閣僚会議がジャカルタで開催された。ただし、それはきわめて影の薄い存在であった。というのも、閣僚会議の直前まで数度にわたって「高級事務レベル会合」が開催され、既に実質的な合意（お膳立て）が成立していたからである。さらに、閣僚会議の直後には、「非公式」首脳会議が予定されており、合意が成立しなかった懸案事項に対する「高度に政治的」な処理が委ねられたからである。その結果、APEC閣僚会議では、APECの核心を構成する貿易および投資の自由化という高度に政策的な問題は議論されなかった。そこで主たる議論の対象とされたのは、貿易および投資の円滑化プログラム、税関手続きの簡素化・迅速化、基準・認証の相互承認という、いわばテクニカルな問題であった。

ともあれ、APEC閣僚会議は、一月二日、次のような共同声明および宣言を採択して、二日間の日程を終了した。

共同声明の骨子は、以下のとおりである——①貿易・投資の自由化は、APECの存在意義と活動の礎石の一つである。②第五回APEC会議において設立された貿易・投資委員会の下に、基準・認証小委員会と税関手続き小委員会を設置する。③経済問題暫定会合を、経済委員会に格上げする。④世界貿易機関（WTO）の一九九五年一月一日の設立に向けて、協定の早期締結に最大限の努力を払う。⑤「高級事務レベル会合」に対して、(a)参加を希



望している他のアジア諸国や中南米諸国の参加問題に関して、勧告書を作成すること、(b)事務局の機能見直しに関する報告書を作成すること——を求める。また、宣言に関しては、「人材養成枠組み宣言」「基準・認証枠組み宣言」「拘束力のない投資原則」の三宣言が採択された。第一の「人材養成枠組み宣言」では、APEC域内における、とりわけ域内開発途上国における熟練労働者や経営レベルでの人材養成が謳われた。第二の「基準・認証枠組み宣言」では、たとえば電気製品の安全基準等、基準・認証制度の相違が、域内における貿易や投資に対する障壁(阻害要因)となっている現実を踏まえて、とりあえず対象を限定したうえで、試験的に国際基準との整合性の確保や相互承認等に向けて、作業を開始することが合意された。

ところで、最大の争点となったのが、第三の「投資原則」であった。この問題に関しては、先進工業国メンバーと開発途上国メンバーの意見が激しく対立し、数度の「高級事務レベル会合」においても容易に接点を見いだすことができなかった。その結果、一時は採択見送りと悲観的な状況に直面したが、閣僚会議開催直前の十一月一日、辛うじて合意に達した。

そもそも、この「投資原則」に関しては、「拘束力のある」(Binding)投資憲章ないし投資規約を一举に制定することは不可能である。「拘束力のない」(Non-binding)努力規定として、投資原則を作成するほうが現実的である。——という点においては、各国間に一応の了解が成立していた。とはいえ、アメリカ、カナダ等の先進工業国は、「投資原則」を梃子としてアジア市場への進出を確保すべく、できるだけ拘束力(拘束的色彩)の濃厚な原則の採択を求めた。それと並行して、とくにアメリカは、「投資原則」が非拘束的なものであればあるほど、その内容は中途半端な妥協を排した、ファースト・ベスト的なものとなるべきだ、との二面作戦を展開した。他方、中国、タイ、韓国等の開発途上国は、国内産業への打撃を懸念して、できるだけ拘束力(拘束的色彩)の希薄な、例外規定(抜け道)の多い「投資原則」の採択を求めた。とりわけ、内国民待遇、パフォーマンス要求(ローカル・コンテ

ンツ要求や輸出義務等)、送金と通貨交換の保証、二重課税の防止等をめぐって激しい攻防が展開された。

このような閉塞状況に直面して、インドネシアは、「南」の大国、あるいは非同盟諸国グループ議長国という立場よりも、第六回 A P E C 会議議長国の立場を優先させて、オーストラリアとともに合意の取りまとめに向けて、精力的な外交努力を展開した。アメリカ等、先進工業国も、内容はともかくとして、文書による合意(投資コード)の成立を重視するという現実路線へと転換した。さらに開発途上国の強硬派も土壇場で態度を軟化させた。その結果、あくまでも努力規定に過ぎない(とどまる)ことを宣言そのもののタイトルに盛り込むという、きわめて変則的な「投資原則」、すなわち「A P E C 非拘束的投資原則」(APEC Non-binding Investment Principles)が合意にこぎつけた。それは、投資に関する一二の原則から構成されており、とりわけ注目されるのは、次の諸原則である。

① 透明性 (Transparency) の原則—A P E C 加盟国は、相互に投資に関する法令・規則・行政指針等を、広く一般に明らかにし、かつ容易に利用可能なものとする。

② 投資元経済間の無差別原則 (Non-discrimination between Source Economies)—A P E C 加盟国は、投資主体となる国や地域に応じて異なる待遇を与えることなく、相互に無差別・無条件最恵国待遇を付与する。

③ 内国民待遇 (National Treatment) の原則—A P E C 加盟国は、投資事業の設立・拡大、運営および保護に関して、国内の法律・規則・政策等に定められた例外を除いて、相互に外国投資家に対して、国内投資家より不利な待遇を与えてはならない。

④ パフォーマンス要求 (Performance Requirements) 最小化の原則—A P E C 加盟国は、貿易や投資の拡大を歪曲または制限するパフォーマンス要求を最小化する。

⑤ 送金と通貨交換 (Repatriation and Convertibility) 自由の原則—A P E C 加盟国は、自由交換通貨による利益・

配当・ロイヤルティ等、外国投資に関連する資金の、自由かつ迅速な移動に向けて、いっそうの自由化を行う。

⑥二重課税 (Double Taxation) 防止の原則—APEC加盟国は、二重課税を防止するよう努力する。

一月一日、APEC首脳は、舞台をジャカルタから郊外のボゴールに移して、Economic Leaders' Meeting あるいは Informal Leaders Conference と呼ばれる、いわゆる「非公式」首脳会議に臨んだ。会議においてホスト役を務めたのは、第六回APEC「閣僚」会議議長国であるインドネシアのスハルト大統領。会議には、APECに加盟する一八カ国・地域の「首脳」が一堂に会したが、チャイニーズ・タイペイ (台湾) からは、経済建設委員会主任委員が、また香港からは財務担当副長官が、それぞれ変則的なたちで出席した。また、一九九三年、シアトルでの首脳会議には欠席戦術をとったマレーシアのマハティール首相も出席した。

会議は、午前と午後の二回に分けて行われ、APEC首脳の政治的意思の表明として、「APEC経済首脳の共通の決意の宣言」(APEC Economic Leaders' Declaration of Common Resolve)、いわゆる「ボゴール宣言」を採択して閉会した。それは、(一) 開放的な多角的貿易体制の強化、(二) APEC域内の貿易および投資の自由化の促進、(三) APEC域内の開発協力の強化——を謳うものであり、その骨子は次の通りである。

① APECは、平等なパートナーシップ、責任の共有、相互の尊敬、共通の関心及び共通の利益に基づき、アジア太平洋地域における経済協力を強化すべきである。

② APEC諸国は、(a) ウルグアイ・ラウンドにおける約束を完全かつ遅滞なく (fully and without delay) 実施することに意見の一致を見た。(b) ウルグアイ・ラウンドの成果を深化させ、且つ広げる (deeping and broadening) ことを目的とする作業に取り組むことを決定した。(c) 貿易及び投資の一方的自由化の継続的プロセスにコミット

トすることにつき意見の一致を見た。

③全てのAPEC経済によるWTOへの全面的かつ積極的な参加及び支持 (full and active participation in and support of the WTO by all APEC economies) は、我々が多角的貿易体制の強化に向けて主導していく能力に係わる鍵である。

④APEC諸国は、(a)アジア太平洋における自由で開かれた貿易及び投資という長期的な目標を採択することに意見の一致を見た。(b)この目標をGATTに整合的な方法によって達成するとともに、我々の行動は、我々が引き続き完全にコミットしている多角的レベルでの更なる自由化に向けた力強い弾みとなるものと考える。

⑤APEC諸国は、アジア太平洋における自由で開かれた貿易及び投資という目標の達成を遅くとも二〇二〇年までに完了するとのコミットメントを発表することに意見の一致を見た。実施の速度については、APEC経済間の経済発展段階の違いを考慮に入れ、先進工業経済 (Industrialized Economies) は遅くとも二〇一〇年までに、また、開発途上経済 (Developing Economies) は遅くとも二〇二〇年までに自由で開かれた貿易及び投資という目標を達成する<sup>(4)</sup>。

⑥APEC諸国は、世界的な自由貿易を追求することから逸脱するような内向きの貿易ブロックの創設に対する強い反対を強調したい。我々は、世界全体における貿易及び投資の自由化を奨励かつ強化するような方法で、アジア太平洋における自由で開かれた貿易及び投資を追求していく決意である。

⑦アジア太平洋における貿易及び投資の自由化の成果は、APEC経済間のみならず、APEC経済と非APEC経済との間における障壁をも実際に削減することとなる。

⑧貿易自由化努力だけでは、貿易の拡大を生み出すには不十分であることから、我々は、貿易円滑化の重要性を強調する。

⑨ 域内における投資の流れを円滑化し、経済政策課題に関するAPECの対話を強化するため、我々は、経済成長戦略、域内における資本の流れ、及び他のマクロ経済上の諸問題に関する有益な協議を継続することに意見の一致を見た。

⑩ アジア太平洋経済の地域社会の開発協力を強化するという我々の目的は、APEC経済の持続可能な成長と衡平な発展を達成し、APEC経済間の経済格差を減少させ、また、我々の市民の経済的・社会的福祉を改善するために、我々がアジア太平洋地域の人的・天然資源をより効果的に開発することを可能とする。この分野の協力プログラムは、人材養成の拡充、APEC研究センターの発展、科学技術協力、中小企業の振興を旨とした措置、並びにエネルギー、運輸、情報、電気通信及び観光等の経済インフラを改善するための措置を含む。また、環境問題についても効果的な協力が進められる。

⑪ APEC諸国間の協力を円滑化し促進するために、我々は、用意ができていないAPEC経済が協力のための措置を開始し、実施していくとともに、未だ用意ができていない経済が後日参加することに意見の一致を見た。<sup>(4)</sup>

⑫ APEC経済間の貿易その他の経済紛争の解決を助け、その再発を防ぐために、我々は、引き続き紛争解決のための一義的な方法であるべきWTOの紛争解決メカニズムを補完するため、自発的な協議による紛争調停サービス (voluntary consultative dispute mediation service) の可能性を検討することに意見の一致を見た。

⑬ 我々の目標は野心的なものである。(Our goal is an ambitious one.) しかし、我々は、世界的な貿易及び投資のより一層の自由化を推進するために、APECのリーダーシップを示す決意である。

⑭ 我々は、この宣言の日より、協調的な自由化のプロセスを開始する。

⑮ 我々は、賢人会議及び太平洋ビジネス・フォーラムに対し、APECと既存のサブ・リージョナルな取極(AFTA、ANZERTA及びNAFTA)との相互関係を点検し、相互にとって障害を防ぎ、整合性のとれた

関係を促進するための方途を検討するよう要請する。

「ボゴール宣言は」、このようにAPEC経済首脳の、共通の決意（政治的意思）を高らかに表明した。ただし、それは長期的展望に立って、大きな方向性を示すものとどまり、実現へ向けての具体的な方策は今後の課題として先送りされたのである。

\*

\*

\*

一九九四年一月一日付『フィナンシャル・タイムズ』（ロンドン）紙は、「APEC…将来、世界の原動力となるか？ それとも単なるお喋りの場にとどまるか？」と題する記事のなかで、第六回APEC会議を次のように揶揄した。

「一年前、シアトルで、アジア太平洋経済協力フォーラム（Asia-Pacific Economic Co-operation forum）が開催されたとき、好奇心旺盛なEC委員会は、オブザーバーの派遣を認めるよう要請した。しかし、要請は拒絶された。これについて、あるアジアの外交官は次のように述べている。『（オブザーバー派遣を）拒否したのは、ごく単純な理由によるものでした。我々としては、そもそもなにも発見すべきものが存在しないことを、オブザーバーに悟られたくなかったからです。』……（第二回）APEC首脳会議は、これまで非現実的な理想論に終始し、具体的な決定をとまわなかったAPECに対して、（各国首脳が）いかなる実体を付与する決意であるのか、その政治的意思を問う厳しい試金石となる。」<sup>(忠)</sup>

この指摘は、一面において正鵠を得ている。APECは、発足以来、ある種の理想主義（非現実主義？）に彩られてきた。そうした特徴は、一九九三年以来、いっそう顕著となった。この点に関連して、「APEC賢人会議・第

二報告書」は、結論において、A P E Cの潜在的可能性（歴史的意義）を次のように高らかに論じている。—— A P E Cは、アジア太平洋地域の経済的繁栄に大きく貢献する。A P E Cは、国際経済の繁栄と安定に多大の寄与をする。A P E Cは、アジア太平洋地域のみならず、世界全体の平和を促進する。A P E Cは、南北間のギャップを埋める架け橋となりうる。A P E Cは、市場経済の運営方法に係わるさまざまな対立モデルをリンクさせる架け橋となりうる。A P E Cの成功は、「文明の衝突」(Clash of Civilizations)の阻止につながりうる。

A P E Cに対する、このような強い期待は、はたしてどれだけ現実的な意味を有するのであろうか。すくなくとも、これまでのA P E Cの展開軌跡を辿る限り、それが多分に空疎な観念論（正論）に終始してきたことは否めない。それは、実体をともなわない政治的「ファンタム」(虚構)にとどまってきた<sup>(43)</sup>。問題は、その具体化であらう。一九九五年一月、日本（大阪）において、第七回A P E C会議（A P E C閣僚会議および「非公式」首脳会議）の開催が予定されている。それは、これまで先送りに先送りを重ねてきたさまざまな政治的「負債」（ツケ）を根本的に清算するよう迫るものとならう。主催国（議長国）日本は、それに対して、どのような積極的な対応を具体的に行動でもって示すことができるのであろうか。それは、A P E Cの今後のみならず、日本外交そのものに対する国際社会の信認を問うものとならう。

- (1) 「地域」という表現は、中国（中華人民共和国）との間に、政治的に微妙な関係に置かれている経済主体（台湾と香港）を指し示す言葉として用いられている。
- (2) 併せて、A P E Cの財政運営や、各ワーキング・グループ間の調整を行う、「予算・管理委員会」の設立も合意された。
- (3) シアトル会議においては、この「community」概念をめぐって激しい議論が展開された。それは、A P E Cの基本的性格付けにかかわるホットな争点となった。アメリカは、大文字の「C」を用いることにより、「community」に、固有名

詞的な意味合いを付与しようとした。これに対して、とくに ASEAN 諸国は、一般名詞的な意味合いで "community" 概念を用いることを主張した。最終的には、小文字の "c" を用いることにより、"community" が EC 等、ある特定の地域共同体を念頭に置くものではない旨の了解が成立した。とはいえ、この "community" 論争は、深刻な後遺症を残した。日本語の「地域社会」という表現は、そうした対立を反映した苦肉の訳語である。

- (4) 一九五〇年代の西ヨーロッパにおける、ECSG・EEC・EURATOM の設立、およびそれに触発されて、一九六〇年代に、ラテンアメリカやブラックアフリカに波及した「地域経済統合」(自由貿易地域・関税同盟・共同市場の設立)の動きは「第一次地域主義」と位置付けられる。それと対比させて、一九八〇年代後半以降、EC の「域内市場統合の完成」(「九二年プログラム」)を契機として、世界規模の拡がりを見せている地域主義の動きが、「第二次地域主義」と規定される。この分類に関しては、「山本」(Bhagwati) 参照。

- (5) 本稿の作成に当たり、一連の「菊池」論文、および [Crone, 1992] に負うところが大きい。

- (6) トルン委員長は、EC におけるミニ・ステートであるルクセンブルクの出身であった。

- (7) 敵密には、EC 委員会が、共通通商政策の一環として、加盟国を代表して GATT 交渉に参加している。

- (8) 「フェケテクターティ」七五〜七六頁。

- (9) 以下の記述は、「Higgott & Cooper」に大きく依拠している。

- (10) 「浜田」二五一頁。

- (11) [Higgott & Cooper] p. 602 の表による。

- (12) *ibid.*, pp. 612-613.

- (13) この点に関して、次のような指摘がある。「……カナダの農業は、西部英語圏の国際競争力のある小麦や油糧種子などの生産と、ケベック州(仏語圏)の生産性が低い酪農に大別され、前者の輸出利益を重視するか、後者の農業保護を重視するかという困難な選択を常に迫られていたのである。前者を重視すれば、ケベック州の酪農関係者は、『政府は英語圏の農業を重視して、仏語圏のわれわれを犠牲にするのか』という不信感も生まれかねず、カナダにとって農業問題は、ケベック州の分離独立問題とも関連して、困難な問題であった。このようなこともあり、カナダは、後に包括的関税化を主張する他のケアンズ・グループ諸国とは一線を画し、日本や韓国などととも包括的関税化に反対することになる。」[溝口・松尾] 一五六〜一五七頁。



- (14) 一九九四年一月末に行われた国民投票において、ノルウェー国民は、オーストリア、フィンランド、スウェーデンとは一線を画し、再度EC(EU) 加盟に反対の意思表示をした。
- (15) 「広野」「浜田」「森」参照。
- (16) 「浜田」二六七頁。
- (17) 一一〇頁。
- (18) マハティール首相は、一九八一年の首相就任以来、「ルック・イースト政策」として、日本・韓国の動労観を模範とする国造りを推進してきた。それは、「アンチ・ウェスト(反欧米)」と表裏一体をなしている。
- (19) PECC(Pacific Economic Cooperation Conference、太平洋経済協力会議)は、一九八〇年九月、オーストラリアのキャンベラで第一回総会を開催。以後、地味ながらも着実に活動を積み重ねている。それは、財・官・学の「三者構成」を特徴としている。PECCについては、「環太平洋協力日本委員会」および一連の「菊池」論文に詳しい。
- (20) ASEAN諸国六カ国、非ASEAN諸国六カ国という、「バランスのとれた」構成であった。
- (21) SOM(Senior Officials Meeting)と略称され、各国の局長クラスから構成されている。
- (22) 中国が、台湾・香港との「同席」を了承した背景として、一九八九年六月の「天安門事件」以後の中国の国際的孤立、およびAPPECが、閣僚レベルで、経済協力を協議する「フォーラム」としてスタートしたことが指摘される。
- (23) このようなAPPECの「制度化」の動きに対する反発から、マレーシアは、所管の全く違う法務大臣(総理府無任所大臣)をソウル会議に出席させた。
- (24) 土山真人、「本格的な国際経済機構へ踏み出したAPPEC」、『世界週報』、一九九一年二月一〇日号、五八〜五九頁。
- (25) 『朝日新聞』、一九九二年九月一〇日・夕刊。
- (26) APPEC事務局は、「小規模かつ簡素」をモットーに、加盟国・地域から派遣された二二名、および現地職員一三名の総計二五名から構成されている。これは、APPEC事務局の権限の拡大・強化(官僚機構化)に対するASEAN諸国の強い懸念を反映している。その結果、各種委員会は事務局の主催ではなく、加盟各国の持ち回り方式により開催され、経費についても「手弁当方式」が採用されている。また、事務局長は、各年のAPPEC議長国が派遣するものとされている。「世界の鼓動：APPEC」、『朝日新聞』、一九九四年一〇月二五日・朝刊、参照。

- (27) 第六回 A P E C 閣僚会議において、マレーシアは、一九九八年に A P E C 「閣僚会議」主催国となる意思を表明した。
- (28) ことさらに、「非公式」という表現を用いているのは、首脳レベルでの会議はあくまでも変則的(例外的)である、という認識が根強く存在するからである。
- (29) シアトルでの第五回会議を契機として、日本では、A P E C の日本語表記が、「アジア太平洋経済協力閣僚会議」から「アジア太平洋経済協力会議」に変更された。
- (30) [Baker] p. 6.
- (31) 以下の議論は、外務省資料による。
- (32) 主として念頭に置かれているのは、E C (E U) との関係である。E C は、A P E C を「反 E C 連合」(カウンター・ブロック)として警戒しており、シアトル会議に際して、オブザーバー参加を求めたが、拒否された。
- (33) 「バーグステン」(日本語訳) 三六三〜三六四頁。
- (34) cf. Mahathir Bin Mohammad, "Repay debts with Leadership, not Money," *Japan Times*, November 7, 1994.
- (35) 『読売新聞』一九九三年一月八日・社説。
- (36) 「バーグステン」(日本語訳) 三六二頁。
- (37) 第二報告書は、活発な議論の喚起、対応策の十分な準備、透明性の確保、特定の国による独断専行の防止という観点から、第二報告書よりも早めに作成され、かつ早めに公表された。「山澤、一九九四年」参照。
- (38) この点は、一連の論文において「菊池」が再三強調するところである。
- (39) アメリカやカナダ等は、「フリー・ライダー」防止の観点から、いわゆる N A F T A 方式(条件付最恵国待遇原則の適用)を強く主張した。これに対して、A S E A N 諸国は、いわゆる N A F T A 方式(条件付最恵国待遇原則の適用)を強硬に主張した。A S E A N 諸国は、N A F T A 方式による、「交渉を通じて」の自由化は、域外諸国の選別、域内大国の影響力強化、ひいては「開かれた地域主義」の基本原理からの逸脱につながるとして、断固反対の立場を貫いた。その結果、両論併記のかたちで妥協が図られた。そもそも、A S E A N 諸国が「開かれた地域主義」を主張したのは抽象的・観念的な理念に基づくものではなかった。A S E A N 諸国にとって、A P E C を「開かれた」ものとすることは、アメリカに代表される域内大国の覇権的行動を抑制し、域内小国が独自性を確保するうえで不可欠な担保措置

と認識されたのであった。(菊池、一九九四年一〇月)五二―五七頁、参照。

(40) 「APEC 賢人会議・第二報告書」では、APEC 諸国が三つのグループに分類された。ところが、「ボゴール宣言」では、APEC 諸国は、二つのグループに集約され、しかも各国の具体的なグループ分けは意識的に今後の課題として曖昧なままとされた。それは、先進工業経済と開発途上経済の中間に位置する、韓国等、NIEs の強硬な反対の結果である。

(41) これは、Two-speed Approach あるいは Three-speed Approach とよばれるものではない。オーストリヒ条約をめぐる EC 諸国間の政治的妥協を参考としてみる。

(42) "APEC: future global powerhouse or mere talking shop?" *Financial Times*, November 10, 1994.

(43) cf. "Asia's shadow play," *Economist*, November 19, 1994; "A dream of free trade," *Economist*, November 19, 1994. ちなみに、APEC に対する日本のマス・メディアの関心度の変化を、「朝日新聞記事データベース」をもとに概観してみると、一九九三年(とりわけ、七月)以降、APEC 関連の記事が飛躍的に増大し、APEC がそれまでの「ロウ・ポリテイカル・イシュー」から「ハイ・ポリテイカル・イシュー」へと変化したことがうかがわれる。たとえば、一九九二年には一〇〇件弱であった APEC 関連記事は、一九九三年、一九九四年には、それぞれ四五〇件に迫る勢いを示している。それは、アメリカ(クリントン政権)の APEC 重視戦略に、日本のマス・メディアが即座に反応したことを象徴的なものがあったといえる。

主要参考文献

青木健、『アジア太平洋経済圏の生成』、中央経済社、一九九四年。

——、『世界貿易における地域主義』、日本国際問題研究所、『アジア太平洋の地域主義と日本外交』、一九九四年三月。

——、『アジア・太平洋の経済的地域統合』、『国際問題』、一九九四年一〇月号。

明田ゆかり、『ウルグアイ・ラウンドと日米関係』、宮里政玄・国際大学日米関係研究所編、『クリントン政権の内政と外交』、同文館、一九九四年、所収。

天野俊彦、『ガット・ウルグアイ・ラウンド中間レビュー会合』、『ファイナンス』、一九八九年一月号。

岩本祐二郎、『地域主義と外交・防衛政策』、川口浩・渡辺昭夫編、『太平洋国家オーストラリア』、東京大学出版会、一九八

八年、所収。

江口雄次郎、『東アジア経済圏』構想の課題と国際的波紋、『国際問題』、一九九一年二月号。

——、『一九九五年のAPECの課題』、『世界経済評論』、一九九五年一月号。

遠藤哲也、『APEC協力への正念場』、『外交フォーラム』、一九九四年一月号。

——、『APEC・同非公式首脳会議の成果と日本』、『世界経済評論』、一九九四年二月号。

——、『APEC・同非公式首脳会議（インドネシア）の成果と日本』、『世界経済評論』、一九九五年一月号。

大蔵省・関税局国際第一課、『ウルグアイ・ラウンドの焦点（一）』、『ファイナンス』、一九八九年二／三／四／六／八／九月号。

大庭三枝・山影進、『アジア・太平洋地域主義における重層的構造の形成と変容』、『国際問題』、一九九四年一〇月号。

岡本由美子、『アジア太平洋地域における地域経済協力構想』、大野幸一編、『経済統合と発展途上国』、アジア経済研究所、一九九四年、所収。

環太平洋協力日本委員会、『二一世紀の太平洋協力』、時事通信社、一九八八年。

川上高司、『クリントン政権のアジア総合戦略』、『海外事情』、一九九五年一月号。

小池洋次、『アジア太平洋新論』、日本経済新聞社、一九九三年。

——、『米国のアジア経済戦略とAPEC』、『海外事情』、一九九五年一月号。

小林進編著、『新秩序を求める世界』、サイマル出版会、一九九二年。

菊池努、『アジア太平洋協力とオーストラリア』、『外交時報』、一九九二年三月号。

——、『アジア太平洋の地域主義』、細谷千博・丸山直起編、『ポスト冷戦期の国際政治』、有信堂、一九九三年、所収。

——、『アジア太平洋の地域主義』、日本国際問題研究所、『アジア太平洋の地域主義と日本外交』、一九九四年三月。

——、『協定なき自由貿易地域へ?』、『国際問題』、一九九四年一〇月号。

佐藤考一、『東アジア経済会議構想を巡る国際関係』、『外交時報』、一九九二年三月号。

高瀬保編著、『ガットとウルグアイ・ラウンド』、東洋経済新報社、一九九三年。

滝井光夫、『アメリカ経済の再生と対外経済関係の展開』、田中拓男編著、『アジア太平洋の地域協力』、中央経済社、一九九四年、所収。

筑紫勝磨編著、『ウルグアイ・ラウンド』、日本関税協会、一九九四年。

通産省、『通商白書』（平成六年版）、一九九四年。

通産省・通商政策局通商政策企画室、「地域協力—アジア太平洋協力の推進—」、『通産ジャーナル』、一九八八年二月号。  
通産省・通商政策局アジア太平洋国際地域協力推進室、「アジア太平洋協力時代の幕開け」、『通産ジャーナル』、一九九〇年二月号。

（阿部聡）、「アジア太平洋協力への新たな展望」、『ジェットロセンサー』、一九九〇年十一月号。

鳥居泰彦、「アジア太平洋協力の新段階」、『通産ジャーナル』、一九九〇年二月号。

内藤徹雄、「NAFTA（北米自由貿易協定）」、日本国際問題研究所、『アジア太平洋の地域主義と日本外交』、一九九四年三月。

土生良樹、「東アジア経済グループ（EAEG）構想」、『海外事情』、一九九二年七月・八月号。

浜田寿一、「オーストラリア経済の発展と制約」、川口・渡辺編、所収。

広野良吉、「オーストラリアをめぐる国際的経済環境」、川口・渡辺編、所収。

G・フェケテクレーティ、「貿易自由化をめざすスーパー三〇一条」、バグワティ／パトリック編著、『スーパー三〇一条』、サイマル出版会、一九九一年、所収。

深海博明、「現段階の地域統合の総括的評価と日本の対応」、『国際問題』、一九九二年一〇月号。

溝口道郎、「APPECの現状と課題」、『外交フォーラム』、一九九一年二月号。

溝口道郎・松尾正洋、『ウルグアイ・ラウンド』、NHKブックス、一九九四年。

森 健、「オーストラリアの対外取引におけるASEAN諸国の位置」、川口・渡辺編、所収。

山澤逸平、「APPECシアトル会議と賢人会議報告」、『世界経済評論』、一九九四年二月号。

、「APPEC貿易自由化提案と日本の対応」、『世界経済評論』、一九九四年一月号。

山本吉宣、「現在の国際関係における地域主義」、日本国際問題研究所、『アジア太平洋の地域主義と日本外交』、一九九四年三月。

吉永國光、「APPECジャカルタ会合の結果について」、『貿易と関税』、一九九五年一月号。

渡辺昭夫、『アジア・太平洋の国際関係と日本』、東京大学出版会、一九九二年。

渡辺利夫編著『西太平洋新時代と日本』ジヤパン・タイムズ、一九九一年。

Anderson, K., "Is an Asia-Pacific Trade Bloc Next?" *Journal of World Trade*, Vol. 25, No. 4, 1991.

APEC Eminent Persons Group, *A Vision for APEC: Towards an Asia Pacific Economic Community* (Report of the Eminent Persons Group to APEC Ministers), October 1993.

———, *Achieving the APEC Vision: Free and Open Trade in the Asia Pacific*, August 1994.

Baker, J. A., "America in Asia: Emerging Architecture for a Pacific Community," *Foreign Affairs*, Vol. 70, No. 5, 1991. (シホーイキ・ヤーロー田「安ノシト域経済大綱」『中央公論』一九九二年一月号)

Bhagwati, J., "Regionalism and Multilateralism," in Melo, J. and A. Panagariya eds., *New Dimensions in Regional Integration*, Centre for Economic Policy Research, 1993.

Bergsten, F., "APEC and World Trade: A Force for Worldwide Liberalization," *Foreign Affairs*, Vol. 73, No. 3, 1994. (トナマキ・クーンクホシ「世界貿易の自由化とAPEC」『中央公論』一九九四年三月号)

Bollard, A. and D. Mayers, "Regionalism and the Pacific Rim," *Journal of Common Market Studies*, Vol. 30, No. 2, 1992.

Crone, D., "The Politics of Emerging Pacific Cooperation," *Pacific Affairs*, Vol. 65, No. 1, 1992.

———, "Does Hegemony Matter? The Reorganization of the Pacific Political Economy," *World Politics*, Vol. 45, No. 4, 1993.

Higgott, R. and A. Cooper, "Middle Power Leadership and Coalition Building: Australia, the Cairns Group, and the Uruguay Round of Trade Negotiations," *International Organization*, Vol. 44, No. 4, 1990.

Institute of the Americas, Japan Institute of International Affairs, Graduate School of International Relations and Pacific Studies, and the Center for US-Mexican Studies, University of California, San Diego, *Asia-Pacific and the Americas: Reconciling Regional and Global Interests*, November, 1994.

Manning, R. and P. Stern, "The Myth of the Pacific Community," *Foreign Affairs*, Vol. 73, No. 6, 1994. (ロウ・ド・マンニツ／ボロー・スターン「太平洋共同体の未来をめぐって」『中央公論』一九九五年一月号)

US International Trade Commission, *East Asia: Regional Economic Integration and Implications for the United States*, May 1993.

※本稿は、財団法人・日本国際問題研究所・自主研究（平成四―五年度）「アジア太平洋の地域主義と日本外交」（主査・山本吉宣・東京大学教授）の成果の一部である。山本主査をはじめ、青木健・杏林大学教授、内藤徹雄・さくら総合研究所 上席主任研究員、中北徹・東洋大学助教授、山神進・前外務省アジア局地域政策課企画官の各委員には、きわめて貴重な知的刺激をいただいた。とりわけ、研究会の委員兼幹事を務められた菊池努・南山大学助教授／日本国際問題研究所客員研究員には、資料収集から、本稿作成上のアドバイスに至るまで、全面的な支援をいただいた。研究会の各委員および、ゲスト・スピーカー諸氏に対して、記して、感謝する次第である。ただし、文責が筆者個人に帰することはいうまでもない。

なお、本稿は、一九九四年八月の時点で一応完成した原稿に、一九九四年十一月の第六回APEC会議の結果を追加・補筆したものである。また、APECの共同声明や宣言等は、主として外務省資料に依拠した。

（おおくま・ひろし〓本学教授）

## 資料1 アジア・太平洋地域協力の歴史

## 1. 揺籃期

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 1960年代後半 | PAFTA（太平洋自由貿易地域）構想（実現せず） |
| 1966年6月  | 第1回東南アジア閣僚会議             |
| 1967年8月  | ASEAN（東南アジア諸国連合）の設立      |
| 1968年5月  | PBEC（太平洋経済委員会）の設立        |

## 2. 模索期

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 1970年代 | OPTD（太平洋貿易開発機構：太平洋版 OECD）構想（実現せず） |
|--------|-----------------------------------|

## 3. 始動期

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 1980年2月  | PECC（太平洋経済協力会議）の設立          |
| 1989年11月 | APEC の設立（第1回閣僚会議、キャンベラ）     |
| 1990年12月 | EAEG（東アジア経済グループ）構想（実現せず）    |
| 1991年10月 | EAEC（東アジア経済協議体）設置の ASEAN 合意 |

## 4. 発展期

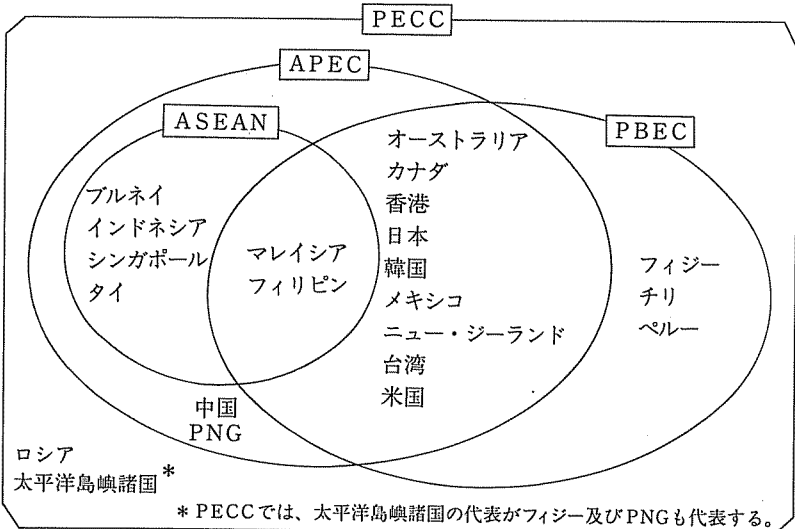
|          |   |
|----------|---|
| 1991年11月 | 第3回 APEC 閣僚会議（ソウル）<br>・中国、香港、チャイニーズ・タイペイの APEC 参加<br>・APEC の目的・原則を明確にしたソウル宣言の発出 |
| 1992年1月  | ASEAN 自由貿易地域（AFTA）の設立合意   |
| 1992年8月  | 北米自由貿易協定（NAFTA）交渉妥結   |
| 1993年11月 | 第5回 APEC 閣僚会議及び非公式首脳会議（シアトル）<br>・貿易・投資枠組み宣言発出／メキシコ・PNG の新規参加                    |
| 1994年3月  | APEC 環境大臣会合（カナダ）  |
| 1994年3月  | APEC 大蔵大臣会合（米）  |
| 1994年10月 | APEC 貿易担当閣僚会議（インドネシア）   |
| 1994年10月 | APEC 中小企業大臣会合（大阪）   |
| 1994年11月 | 第6回 APEC 閣僚会議及び非公式首脳会議（インドネシア）<br>・チリの新規参加                                      |

出所：外務省資料。



地域主義のニュー・ウェーブ？

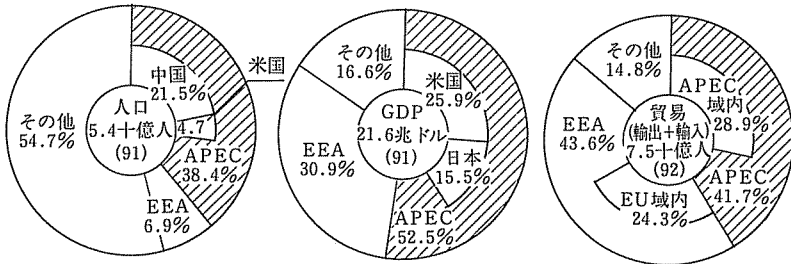
資料2 アジア・太平洋地域協力機関のメンバー



(注) PECC：太平洋経済協力会議 太平洋地域における協力関係を推進するための官・財・学三者の民間国際フォーラム。

PBEC：太平洋経済委員会 太平洋地域の財界人をもって構成される民間国際フォーラム。  
出所：外務省資料。

資料4 APEC の大きさ



(備考) 1. EEA=欧州経済領域  
=EU 12+EFTA (スイスを除く)  
2. 台湾, EU の域内貿易額は, 各統計の原数値をドル換算した。

(資料) 世界銀行「世界開発報告」, IMF「DOT」  
欧州委員会「Eurostat」  
台湾「Statistical Yearbook」, 「進出口貿易月表」  
出所：通産省, 『通商白書』(平成6年版), 123頁。

## 主要経済指標

| 一人あたり<br>GDP(ドル)     | 輸 出<br>(100万ドル)      | 輸 入<br>(100万ドル)      | G D P 成 長 率 |                    |                    |
|----------------------|----------------------|----------------------|-------------|--------------------|--------------------|
|                      |                      |                      | 92 年        | 93 年               | 94 年               |
| 20,760               | 133,447              | 126,830              | 0.7         | 2.6                | 3.8                |
| <sup>9)</sup> 23,642 | 447,400              | 552,616              | 2.6         | 2.7                | 2.6                |
| <sup>2)</sup> 3,704  | 42,700               | 58,545               | 2.6         | <sup>3)</sup> 2.3  | <sup>3)</sup> 4.0  |
| 29,516               | 339,991              | 232,947              | 1.1         | - 0.1              | 0.2                |
| <sup>4)</sup> 366    | 86,220               | -81,739              | 13.0        | <sup>5)</sup> 11.0 | <sup>5)</sup> 10.0 |
| 6,799                | 84,790               | 81,405               | 4.8         | <sup>5)</sup> 6.0  | <sup>5)</sup> 7.0  |
| 9,966                | <sup>6)</sup> 80,628 | <sup>6)</sup> 71,523 | 6.6         | <sup>5)</sup> 6.8  | <sup>5)</sup> 7.0  |
| 16,647               | 119,512              | 123,430              | 5.0         | <sup>6)</sup> 6.1  | <sup>5)</sup> 5.3  |
| 16,379               | 49,604               | 76,129               | 5.8         | <sup>6)</sup> 5.8  | <sup>5)</sup> 6.0  |
| 620                  | 33,840               | 27,606               | 5.8         | <sup>5)</sup> 6.3  | <sup>5)</sup> 6.7  |
| 2,931                | 40,709               | 39,927               | 8.0         | <sup>6)</sup> 8.0  | <sup>5)</sup> 7.8  |
| <sup>10)</sup> 1,914 | 32,473               | 40,686               | 7.5         | <sup>6)</sup> 7.6  | <sup>5)</sup> 8.5  |
| 816                  | 10,274               | 16,140               | 0.6         | <sup>6)</sup> 2.8  | <sup>5)</sup> 4.5  |
| 14,452               | 2,365                | 2,281                | * 3.6       |                    |                    |
| 23,427               | 42,439               | 40,756               | 1.8         | <sup>8)</sup> 2.5  | <sup>8)</sup> 3.1  |
| 12,731               | 9,338                | 9,200                | 2.8         | 3.0                | 3.3                |
| <sup>3)</sup> 911    | 1,771                | 1,112                | 9.0         |                    |                    |

注 5) Asian Development Outlook (ADB, 1993).

注 6) Financial Statistics Taiwan District (Central Bank of China, 1993. 10).

注 7) Brunei Darussalam Statistical Yearbook (ブルネイ大蔵省, 1991).

注 8) Economic Outlook (OECD, 1993. 12).

注 9) Economic Survey (OECD).

注 10) アジア動向年報 (アジア研究会, 1994).

出所: 外務省資料。

資料3 A P E C の

|                         | 国名                      | 人口<br>(100万人) | 面積<br>(1000km <sup>2</sup> ) | GDP<br>(100万ドル)        |
|-------------------------|-------------------------|---------------|------------------------------|------------------------|
| 北米                      | カナダ                     | 27.4          | 9,976                        | 569,645                |
|                         | アメリカ                    | 255.0         | 9,373                        | 6,038,500              |
|                         | メキシコ <sup>2)3)</sup>    | 89.5          | 1,973                        | <sup>2)</sup> 331,651  |
|                         | 日本                      | 124.3         | 378                          | 3,670,025              |
|                         | 中国 <sup>4)5)</sup>      | 1,188.0       | 9,597                        | <sup>4)</sup> 434,991  |
| アジア<br>N<br>I<br>E<br>S | 韓国 <sup>5)</sup>        | 43.7          | 99                           | 296,839                |
|                         | 台湾 <sup>5)6)</sup>      | 20.8          | 36                           | 206,805                |
|                         | 香港 <sup>5)</sup>        | 5.8           | 1                            | 96,555                 |
|                         | シンガポール <sup>5)</sup>    | 2.8           | 1                            | 46,026                 |
| A<br>S<br>E<br>A<br>N   | インドネシア <sup>5)</sup>    | 191.7         | 1,905                        | 116,475                |
|                         | マレーシア <sup>5)</sup>     | 18.8          | 330                          | 55,076                 |
|                         | タイ <sup>5)</sup>        | 57.8          | 513                          | <sup>10)</sup> 110,583 |
|                         | フィリピン <sup>5)</sup>     | 64.3          | 300                          | 52,461                 |
|                         | (ブルネイ <sup>7)</sup> )   | 0.3           | 6                            | 38,589                 |
| オセ<br>ア<br>ニア           | オーストラリア <sup>3)</sup>   | 17.5          | 7,687                        | 288,418                |
|                         | ニュージーランド <sup>3)</sup>  | 3.4           | 271                          | 43,031                 |
|                         | パプアニューギニア <sup>3)</sup> | 3.7           | 462                          | <sup>3)</sup> 3,935    |

出典) 特に注のある場合を除き以下の通り。人口、GDP、一人あたりGDP=外国経済統計年報(日本銀行, 1993)。

輸出、輸入=D. O. T (IMF, 1993)。GDP 成長率=WEO (IMF, 1993, 10)。

注 1) 指標は原則として1992年の数字。(但し、\*は1991年の数字。)ドル換算したレートの基準は、1992年の年平均為替レート。

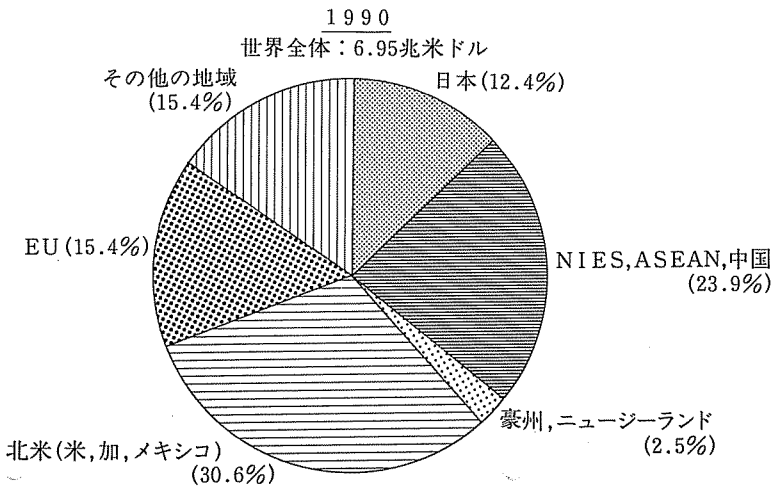
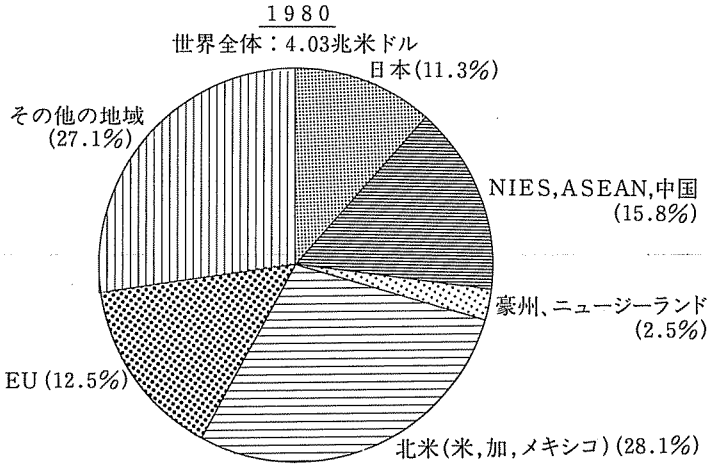
注 2) IFS (IMF, 1993, 11)。

注 3) World Economic Outlook (WEFA Group, 1993)。

注 4) GDP ではなく GNP。

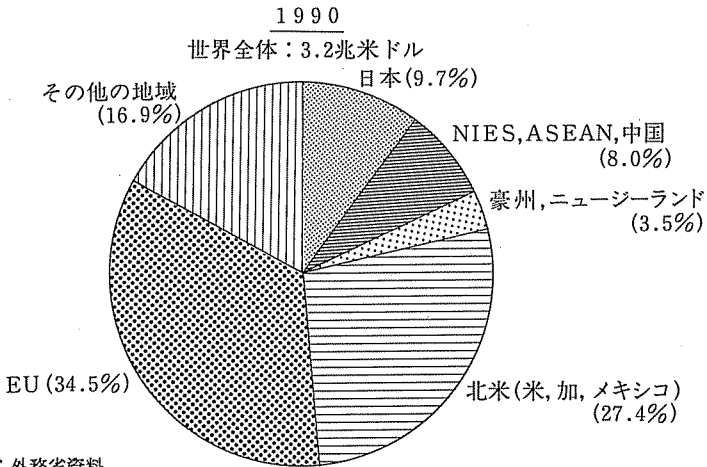
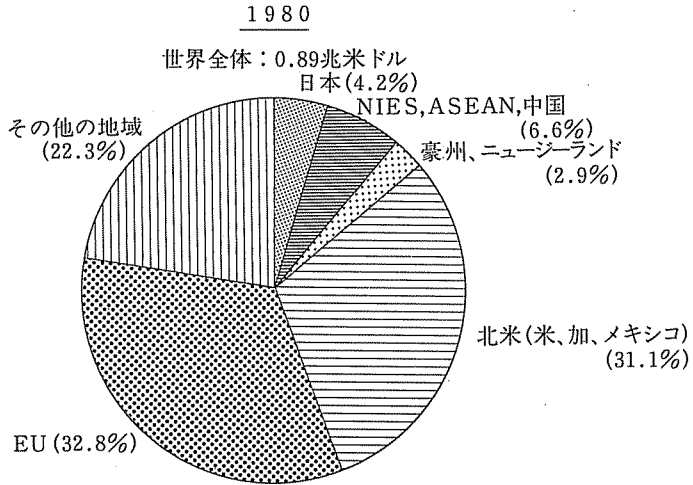
資料5 APEC 地域の経済的相互依存関係の増大 (1980年～1990年)

- (1) 貿易 APEC 地域の対全世界輸出入額の内、同地域との輸出入額が占める比率は57.7%から69.4%に増大。



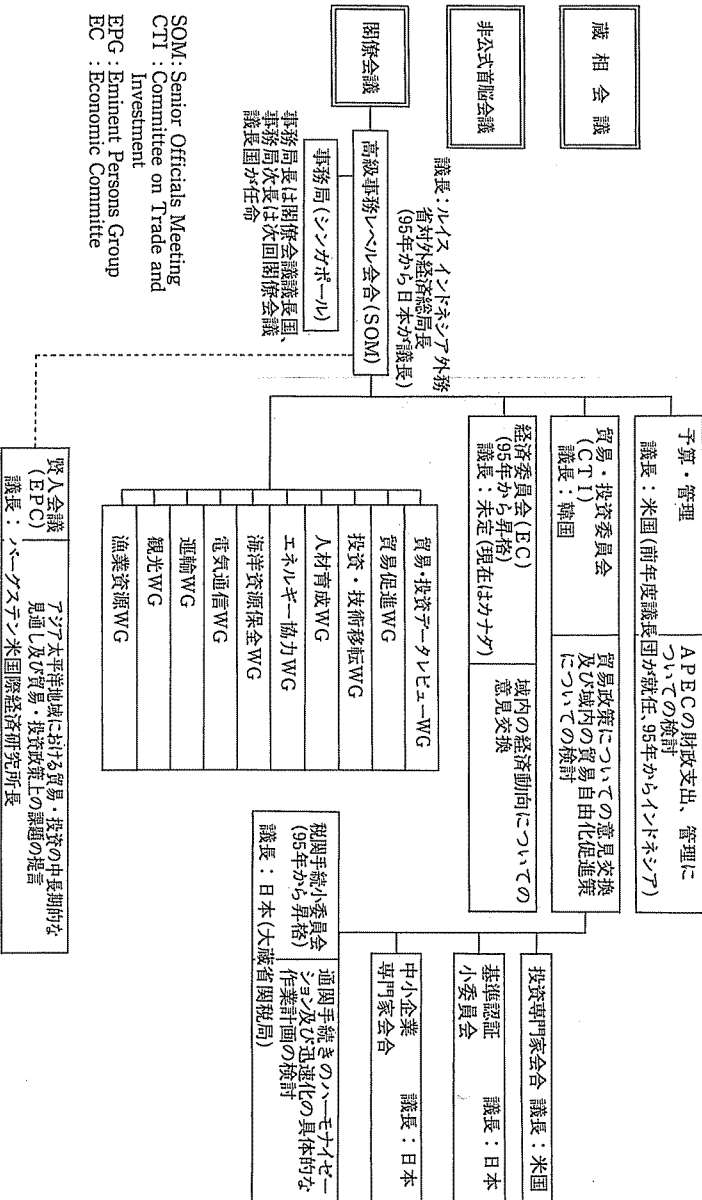
地域主義のニュー・ウェーブ？

- (2) 直接投資 APEC 地域の対全世界対外・対内直接投資額の内、同地域との対外・対内直接投資額が占める比率は44.8%から48.6%に増大（ストック・ベース）。



出所：外務省資料。

資料 6 A P E C 組織 図



出所：吉永國光，「APEC シンガポール会合の結果について」、『貿易と関税』，1995年1月号，24頁。

地域主義のニュー・ウェーブ？

資料7 アジア・太平洋経済協力（APEC）ワーキング・グループの概要

| W G 名  | シェパード                              | 最近の活動概況  |
|--|------------------------------------|--|
| 1.貿易投資データのレビュー<br>Trade and Investment Data Review (TID) | 日本, 米国, シンガポール, インドネシア             | 比較可能な商品貿易統計データの構築<br>商品貿易統計データベースの構築<br>ワークショップを通じてデータ調整方法検討                             |
| 2.貿易促進<br>Trade Promotion (TP)                           | 中国, 韓国, タイ, マレーシア, インドネシア          | 貿易促進セミナー・貿易促進研修の開催<br>貿易フェア開催<br>貿易・産業情報ネットワークの検討  |
| 3.産業技術<br>Industrial Science and Technology (IST)        | 日本, 中国, インドネシア, フィリピン              | 産業技術セミナーの開催<br>産業技術に関する意見交換・報告<br>産業技術指標作成<br>イノベーション支援策の調査・分析                           |
| 4.人材養成<br>Human Resources Development (HRD)              | 日本, 韓国, 豪州, タイ, カナダ, インドネシア, フィリピン | 経済開発・経営管理・産業技術ネットワーク<br>教育フォーラム（教育大臣会合フォローアップ）<br>教育と訓練のパートナーシップの構築<br>人材養成パートナーシップの構築   |
| 5.域内エネルギー協力<br>Regional Energy Co-operation (REC)        | 豪州                                 | エネルギー需給の現状・見通しの情報収集<br>クリーン・コール・テクノロジーの研究<br>エネルギー効率と省エネルギーの検討<br>研究開発・技術移転の検討           |
| 6.海洋資源保全<br>Marine Resource Conservation (MRC)           | カナダ, タイ, NZ, インドネシア                | 赤潮・有毒藻プロジェクト実施<br>UNCED（アジェンダ21）フォローアップ<br>海洋資源保全関連機関目録作成<br>総合的沿岸海域管理戦略の検討              |
| 7.電気通信<br>Telecommunications (TEL)                       | 米国, フィリピン, インドネシア                  | 電気通信に関する情報収集<br>EDI (Electronic Data Interchange) の推進<br>インフラ整備マニュアルの検討<br>電気通信分野の人材養成検討 |
| 8.運輸<br>Transportation (TPT)                             | 米国, NZ, インドネシア                     | 運輸データ調査, 運輸システム調査<br>EDI 現状調査, 運輸ボトルネック調査<br>運輸技術データベースの検討                               |
| 9.観光<br>Tourism (TWG)                                    | 米国, インドネシア                         | 観光統計の情報整理及びデータベース化検討<br>観光に注目した観光開発・手法の検討<br>観光資源管理等に関する人材養成の検討                          |
| 10.漁業<br>Fisheries (FWG)                                 | 日本, NZ, タイ, インドネシア                 | 国際的な漁業資源管理を要する魚種選定<br>資源管理に関する国際機関の活動レビュー<br>漁獲・加工技術及び水産物物流通における協力                       |

※ シェパードとは、調整国（とりまとめ国）の意味で、各ワーキング・グループごとに、シェパードが中心となって推進していく。

出所：外務省資料。

